

[研究ノート]

## カルテルにおける価格設定

## The Pricsetting in Cartel

大 澤 一 雄

- 〈目 次〉
1. はじめに
  2. 産業育成のプロセス
    - 2-1. 重工業化
    - 2-2. 工業化された社会経済的構造への転換
    - 2-3. ドイツのカルテル化の意義・形成プロセス
    - 2-4. 第一次世界大戦
    - 2-5. ワルター・ラーテナウの戦時国策会社経営
    - 2-6. 第一次世界大戦の敗北とヴェルサイユ条約
    - 2-7. インフレーション
  3. おわりに

## 1. はじめに

本稿は平成23年8月8日に九州産業大学において開催された経営行動学会全国大会において自由論題において「ドイツにおける勘定システム論の展開」のテーマで発表した企業経営のありかた、シェアとシュタツケルベルクの関わり合いを考察する上で、特に、平成22年7月10日明治大学において開催された経営行動学会第76部会での「ドイツ原価理論の展開」のテーマで発表した内容について、より多くの考察を行い、シェアとシュタツケルベルクの理論的な背景にある経済状況を考察したものである。

## 2. 産業育成のプロセス

### 2-1. 重工業化

「産業育成のための国家の援助と国家のイニシアティブは、・・・(中略)・・・ドイツにおいて資本主義発展の最も重要な推進力の一つであった。・・・(中略)・・・重商主義の時代には国営のマニュファクチュアが設立され・・・(中略)・・・そのいくつかは、第二次世界大戦にいたるまで国有財産として残っていた。・・・(中略)・・・ドイツは、国家が経済界のかなりの部分を支配したまま自由主義の時代に入ったが、このような国有財産がイデオロギー的な理由だけで排除されることはなかった」<sup>001)</sup>であることが指摘されている。

国家の産業育成に関する顕著な例としての最初の、最も重要な出来事として「鉄道の国有化」が挙げられてい

る<sup>002)</sup>、更に、「1835年にニュールンベルクーフュルト間にドイツ最初の鉄道が開通し・・・(中略)・・・ドイツにおける鉄道建設の発展は、ヨーロッパの標準からすると、異常に急速な発展であった」<sup>003)</sup>ことが指摘されている。

ドイツにおける鉄道については上記の1835年にニュールンベルクーフュルト間に次いで「1837年～1839年にはライプツィヒードレスデン間が開通し、フリードリヒ・リストの計画案に従った鉄道建設が進められた・・・(中略)・・・鉄道建設のもたらした影響は大きい。まず第一には、それによって迅速な物資の輸送が可能となり、それゆえ関税同盟とあいまって、ドイツ国内市場の統一の条件が整えられたことが重要である。・・・(中略)・・・しかしより直接的には、レールや蒸気機関車の製造である。蒸気機関車は、最初のころはもっぱらイギリスから輸入されていたのであるが、しかし1840年代には早くも自国産が増えた。1851年にはすでにドイツに存在する蒸気機関車1,085台のうち、ドイツ製が679台で半分以上を占めており、イギリス製はわずかに281台にすぎなかったのである。・・・(中略)・・・レールや機関車に限らず、繊維工業においても紡績工場が増えて蒸気機関の使用が進んだが、それはまた鉄鋼や石炭の需要を高め、さらに労働力や銀行を必要とした。このようにドイツでは、鉄道の普及が工業化を引き起こす原動力となった」<sup>004)</sup>ことが指摘されている。

「資本主義的工場制度の発展から、生産過程で科学を利用する必然性が生まれた。電気工学、化学、自動車工業、

001) G・シュトルパー他著：坂井栄八郎訳：『現代ドイツ経済史』竹内書店 1969年 P.42

本書からの引用部分に関しては、以下においては前掲書[1]とする。

002) 前掲書[1] P.42 更に、このような鉄道の国有化の前提となる前提となるドイツの鉄道建設の展開の状況について、左記にあるような、運行距離の増加によってドイツにおける鉄道の発展の状況を示されているが、国有化に関しては、「バーデン、ブラウンシュヴァイク、ヴェルテムベルク、オルデンプルクでは、鉄道建設は最初から国家の事業であった。・・・(中略)・・・ザクセンやバイエルンでは、鉄道網の一部だけが国有、或いは後から国有化されたものであった。プロイセンにおいては国家は当初(1838年)鉄道に対する包括的な監督制度を設けるとともに、30年後に国有化する権利を確保すること・・・(中略)・・・プロイセン国家が国有鉄道を建設し始めたのは、1847年になってからのことで、・・・(中略)・・・1875年に、ドイツ鉄道網のほぼ半分がまだ民間の手中にあった。・・・(中略)・・・1870年代の前半は、民間の鉄道建設が最も進んだ時期であった。泡沫会社設立時代の最も重要な活動分野は、まさにここにあったのである。・・・(中略)・・・ドイツの鉄道網が1865年から1875年までの10年間に殆ど倍増した・・・(中略)・・・それ故鉄道株は投機詐欺の主たる対象にもなった・・・(中略)・・・1873年に大恐慌が襲った時、・・・(中略)・・・鉄道証券に投資した投資家の貯蓄が巻上げられた・・・(中略)・・・将来の発起詐欺や不健全な経営、また無秩序の状態を、鉄道を直接国有化する・・・(中略)・・・手段で予防すること、・・・(中略)・・・これに関する論議においては経済外の考慮、特に、軍事上のそれが重要な役割を演じた」点についてP.42～P.43において指摘されている。

003) 前掲書[1] P.42

航空機工業といった新たな工業の基礎が成立し、電化、化学化、およびモータリゼーションが新たな科学上の諸問題を日程にのぼらせ、それらの解決が科学的テクノロジーと大量生産の発展を促した。これらの諸過程の加速度的な進行・例えば、領邦規模でのエネルギー・システム、あるいはまた複合的な運輸体系の創出がそうであるが・国家独占資本主義の傾向をも強めた」<sup>005)</sup>ことが指摘されている。

「国有化はまずプロセンで施行された。私有鉄道は、あらかじめ敷設免許状に定められているように、買上げによって国有化された。政府はその資金を発行によって調達し、この公債が私鉄の社債と交換された」<sup>006)</sup>点が指摘

されている。

以上のような鉄道の国有化が進行している期間、国家による企業活動が鉄道業以外においても実施されていた。つまり、「連邦諸国と地方自治体は工業の拡大に熱心に参加し、・・・(中略)・・・特に国有の鉱山と製鉄所<sup>007)</sup>において著しかった。例えばプロイセンは第一次世界大戦勃発当時、約40の鉱坑と12の溶鉱炉を所有していた。・・・(中略)・・・急速に成長しつつあった都市は、電気<sup>008)</sup>、ガス、水道、路面電車<sup>009)</sup>等をますます『社会化』し、或いはまた新たに自治体企業を起こしたのであった。・・・(中略)・・・完全に公有化された企業と並んで、19世紀から20世紀の変わり目以来、公私共同のいわゆる混合会社<sup>010)</sup>

004) 木村精二編：『ドイツ史』山川出版社2004年 P. 201～202；本書からの引用部分に関しては、以下においては前掲書[2]とする。鉄道建設を梃子(てこ)とした工業の進展について「1850年からの20年間で、ドイツ連邦の鉄道総延長は三倍強に増え、しかもこの間、レールや機関車の大部分は自前で生産できるようになった。それは鉄道建設を牽引部門として、製鉄・石炭工業や機械工業などの関連部門が著しく発達したことを示している。・・・(中略)・・・工業化の爆発的進展象徴するルール工業地域をもつプロイセンは工業化の最先端を進んだことが言及されている。しかしながら、「1850年～1875年の四半世紀間、経済成長は年平均2.5%を維持し、1860年代後半から～70年代初めまで経済成長は年平均4.4%という高い水準になった。・・・(中略)・・・労働人口の過半数が従事し、国内生産の45%近くを占める農業が好況であった。・・・(中略)・・・穀物と牧畜を含めた農業生産は1850年代初めには20世紀初めと比較してほぼ倍増し、1870年前半までにさらに四割近く増大した。・・・(中略)・・・この農業の安定的な発展の最大の受益者は、穀物輸出で大きな利益をあげたユンカーなど貴族層を中心とした大土地所有者・大農業家層であり、彼らの政治的影響力の源泉のひとつはその経済力」にあったことが指摘されている。そして、「工業の飛躍的進展にもかかわらず、ドイツは全体としてなお農業が優位であり、農村地域からの離村者、都市下層民を吸収することができなかった。・・・(中略)・・・1850年代全体ではドイツ地域からの移民総数は116万人で、そのほとんどはアメリカ合衆国に向かった。大部分は南部やライン地域からの小農民や手工業職人であった」ことが指摘されている。

前掲書[1] P. 218～220

『ドイツ史』P. 221の地図、本稿末図2

005) H・モテック、W・ベッカー、A・シュレーター著；大島隆雄、加藤房雄、田村栄子訳『ドイツ経済史』大月書店1989年 P. 27 本書からの引用部分に関しては、以下においては前掲書[3]とする。

006) 前掲書[1] P. 42～P. 43 特に、国営と私営の運行距離について以下の資料が示されている。

| 年次   | 運行距離      | 国営鉄道                    | 私営鉄道     |
|------|-----------|-------------------------|----------|
| 1875 | 27,956 km | 12,062 km               | 3,253 km |
| 1912 | 60,521 km | 56,890 km <sup>*)</sup> | 3,631 km |

※) 国営鉄道の運行距離は(60,521 km - 3,631 km) = 56,890 km  
国営・私営鉄道は12,641 km。

ここで、国営鉄道と考えた場合には、例えば、線路そのもの幅が一定的なものとなり、したがって、ドイツ国内における鉄道網が同一の規格によって運行されるものと考えることが可能であるが、前掲書[1] P. 43～P. 44において「鉄道の国有化によって制度上の統一が達成され、これが一国の鉄道国有化の最大の利点の一つなのであるが、これはドイツの場合、ワイマール時代に至るまで完全には実現されなかった。・・・(中略)・・・八つの国有鉄道が別個に存立していたのである。その最大のものはプロイセンとヘッセンによって共同で経営されていた。六つの鉄道網が他の連邦諸国に、一つが帝国に属していた。北ドイツ連邦憲法①は全ての鉄道に対する上級監督権を連邦に帰属させ、その後ビスマルク帝国の憲法②は、これ [=上級監督権] を帝国の権限とした。1871年以後、鉄道経営は技術的には多くの点で統一された。・・・(中略)・・・八つの国有鉄道の間の関係は、国家のルーズな監督下にある私鉄会社間でも見られるような関係だった。ようやくワイマール憲法③が、全ての国有鉄道のドイツ国への委譲を定め、ここに完全な統一がなった」と言ったドイツ鉄道網の技術的な面での、加えて鉄道経営における「完全な一致が完成する」までに、002)にみられるように運行距離の増加から考えた場合には1845年の2,300kmから1915年の62,410kmまで、より厳密に考えた場合には1912年の60,521kmまで68年間の58,221kmの増加までをその成果を考えると可能である。このように国営鉄道そのものが当時のドイツという国の事情から、すなわち、北ドイツ連邦憲法・ビスマルク帝国の憲法・ワイマール憲法といった国家の基本法の規定の基礎を置いていること、したがって、国家の企業活動として考えることが可能となる。

がつくられるようになった。」

「独占資本は、国家独占資本主義の枠組みのなかで国家の技術政策の助けを借りて、生産発展の停滞的傾向を打

破しようとした。・・・(中略)・・・生産装置は、『より合理的に』利用しつくされるか、あるいは更新されようとしていた。』<sup>10)</sup>点が指摘されている。

- 007) 「大型高炉による鉄鉄生産の改良に関しては、・・・(中略)・・・同質の鉄鉄および鉄鋼を生産する技術的・経済的利点は、特にベッセマー鋼、トーマス鋼、およびジーメンス・マルタン鋼に導入が始まったばかりであった」ことが指摘されており、前掲書[3] P. 32  
更に、ベッセマー鋼については、「ヘンリー・ベッセマー (1813-1898) は、鉄鋼生産のためのいくつかの方法を発明したが、その中には、溶銑に空気を吹き込むことによって銑鋼をつくりだす方法があった。この方法は1898年以降、広く普及した」ことが示されており、トーマス鋼については、「ギリクリス・トーマス (1850-1935) は、警察の職員であったが、夜間技術学校で燐含有銑石のもつ困難さに注目するようになり、いわゆるトーマス法を開発した。この方法は銑鉄から鉄鋼を製造する上で決定的であった」ことが示されており、ジーメンス・マルタン鋼については、「F・ジーメンス、W・ジーメンスとピエール・マルタン(1824-1915)の業績は、1885年、摂氏1,000度の温度なるガス発生炉を開発した。1864年以来、鉄鋼生産のためこのような炉の設置が始まった」ことが示されている。  
前掲書[3] P. 287
- 008) 電気を検討する場合に、電気エネルギーの用途を、即ち、動力源として蒸気機関との比較検討が進められている、即ち、工場における動力源としての「蒸気機関の能率向上は必然的に1分間あたりの回転で表される運転速度の上昇をもたらした。・・・(中略)・・・工場制度内部において支配的であった中央蒸気機関の運転速度と道具機・作業機の運転速度との間にある落差を、技師たちはまず補助伝力機構を導入することによって調節し、その助けによって道具機とその他の労働手段の作業速度を高めた。しかしこうした努力は、40m~50mにおよぶ伝動軸の延長をもたらし、経営を拡張する場合には、まず伝動軸が設置されねばならず、その結果、経営組織は工学上の最終加工の要請によってではなく、伝力機構に依存することになった。ますます複雑化した伝力機構は、中央蒸気機関によって生み出された動力エネルギーのおよそ60%~80%を消費してしまった。そのうえ、伝力体系のトラブルが起りやすくなった。このような諸条件のもとで、単品生産や連続生産から、大量生産へ移行することはほとんど不可能であった」ことが指摘されており  
【前掲書[3] P. 31】、「中央蒸気機関は、作業機のグループに駆動エネルギーを供給するいくつかの電動モーターによって置き換えられた。経済的利点は、この局面では、中央蒸気機関に較べて電動モーターがもっていたより良い調節性と運転性、より高い効率にあった」ことが指摘されている  
【前掲書[3] P. 35】。  
そして、「電気エネルギーの生産は、1900年から1918年にかけて8倍に」なったことが指摘されている  
【前掲書[3] P. 57】。
- 009) 路面電車については、電動モーターを用いる以前に「動力馬車の動力として蒸気機関を利用しようとする目的をもった解決の試みは、蒸気罐を装備したこの乗り物があまりにのろすぎ、重過ぎ、危険すぎるために、失敗した。イギリスにおいては、すべての移動蒸気機関の前に赤旗をもった一人の人が走らねばならないと規定した、いわゆる赤旗法が1896年に廃止された。もう一つの解決の試みは、馬車の旧来の『原動力』、馬を市街軌道に投入すること、馬による牽引の利点をレールを走る乗物の軌道と結びつける」といったものが示されており【前掲書[3] P. 40】、ここで示されている「解決」を満たすものが電動モーターであり、このことによって市街地を走行する乗物としての路面電車が採用されてものと考えられることになら困難さはない。
- 010) ここで言及されている混合会社は、「民間資本と公的機関の共同の支配に服するものがあった。・・・(中略)・・・特に、電気、ガス、水道、また路面電車といった公益事業に見られた。普通このような会社は、まず民間企業家がイニシアティブをとり、自治体は後から一通例独占権の付与と引替えに株式参加権を獲得したのである。このような企業の最も重要な例はドイツ最大の工業地帯に設立されて数都市に電力を供給したライン＝ヴェストファーレン電力会社である。この会社は1905年に民間資本によって設立され、後に電力消費都市がその経営に参加するに至ったものである。各地の配電は通常市営会社によって行われ、これらの都市は卸問屋として電力を買い入れ、この事業から多大の利益をあげたのであった。そして間もなく自治体の最大の収入源の一つになったのである」ことが示されている。  
前掲書[1] P. 45  
加えて、「中央銀行(ライヒスバンク)の株式は民間の手中にあったが、その総裁や役員は皇帝によって任命され、株主は銀行の運営や決定に対して何の影響も持たなかった。・・・(中略)・・・中央銀行(ライヒスバンク)と並んでいくつかの有力な国立銀行があり、・・・(中略)・・・ベルリンの金融市場で支配的な役割を演じていた」ことが示されている。  
前掲書[1] P. 45
- 011) 前掲書[3] P. 28  
010) で検討した混合会社については『現代ドイツ経済史』においてみられる用語であるが、『ドイツ経済史』においては「独占資本主義の基盤のうえに国家的独占が私的独占と併存するもの」として表現されている。そして、この混合会社と同義である企業体は、ここで言及されている「合理化」に関して、次のように言及されている、即ち、「技術・科学の発展のための原動

1871年1月18日に北ドイツ連邦と南ドイツ諸邦国が1870年7月フランスのナポレオン三世がプロイセンに対して宣戦したことに対して一体となって戦ったドイツ・フランス戦争中<sup>012)</sup>、「ヴェルサイユ宮殿でドイツ諸邦国君主と将官・政府高官を前に、プロイセン国王がドイツ皇帝と宣言された式典が帝国<sup>013)</sup>誕生の日とされている。そして一般国民や議会代表が一人も出席していない『帝国創設式典』は、たしかに『上からの建国』という統一過程の或る側面を象徴していた<sup>014)</sup>が指摘されている。

「ドイツ帝国創設直後、1870年に北ドイツ連邦で会社設立許可制が撤廃され、さらにフランスからの償金が大幅振舞いされたこともあって、投資熱や会社設立ブームが広がり、バブル状況<sup>015)</sup>が到来した。1870年当時の製鉄・機械加工企業数が5年間で倍増した例はその一端を示している。ドレスデン銀行やゲルゼンキルヒェン鉱業など、後に指導的企業となっている企業もこの時期に設立されているから、すべての新会社が泡沫的起業<sup>016)</sup>であったわけではなかった<sup>017)</sup><sup>018)</sup>点が示されている。

力としての技術政策は、技術・科学的变化を引き起こす、・・・(中略)・・・さらに技術政策によって、帝国主義の主導的大国アメリカ合衆国に対する技術的な遅れが、取り戻されるか、あるいはそれを凌駕さえされるはずであった。そのための手段として役立つことになったのは、電化の発展と、例えばテーラー・システムやフォード・システムといったアメリカ的手法を用いての、生産の機械化のいっそうの進展であった。・・・(中略)・・・その技術・科学的進歩は、合理化が強行される諸条件のもとで、生産能力の慢性的な不完全操業と恒常的失業をともなって、やっと達成された。・・・(中略)・・・科学的テクノロジーの発展と普及は、アメリカ合衆国はヨーロッパに対して優位にあった。ドイツはイギリスとフランスを追い抜いていた。科学的テクノロジーは、物質的・技術的基盤を根本的に変化させた。国民経済全体の広汎な変化に寄与したのは、・・・(中略)・・・電気エネルギーの生産と地域間配電網によるその配給、機械製造業と電気工学のいくつかの分野における大量生産の貫徹と結びついた工場制度の変化、生産方法に強い影響を与え、また新原料と新労働対象とを生み出した経済の化学化<sup>019)</sup>、農業と建設業における機械化の始まり、モータリゼーションとその広範囲におよぶ諸結果、わけても、必要となった商業の新組織である」と。

※) ここで示されている「経済の化学化」の意味は、「工業部門としての化学の内部における技術進歩は、最初は繊維工業と農業との必要性によって規定されていた。その際にきわめて重要な出発点をなしたのは、硫酸とソーダの製造であった。両分野においては、例えば硫酸生産における鉛室法に代わって登場したプラチナ接触法の使用とか、ソーダ生産の独占を築きあげたソルヴェー法の使用といった著しい進歩が1900年以前に達成されており、・・・(中略)・・・ドイツにおいては、科学教育をうけた要員と、化学の多くの分野のための豊富な原料資源、とりわけカリと石炭の大きな潜在力が、化学に新領域を開き、おもに無機化学的工学を化学の大工業にすることを許した。・・・(中略)・・・化学の大工業内部において、新部門として石油化学が成立し、アメリカ合衆国においてとくに急激に発展した。・・・(中略)・・・ドイツにおける石油の不足と、石炭の豊富さが化学工業の特殊な発展をもたらした」ことが示されており、ここでの経済が特に産業界を指し、この産業界において主導的な役割を化学業界が果たしていることを示しているものと考えられる。

前掲書[3] P. 37

012) このドイツ・フランス戦争の戦況について「モルトケ指揮下のプロイセン軍は迅速に進撃し、9月初めスタンでフランス軍主力を包囲し、ナポレオン三世を捕虜にした。これによってフランス第二帝政は崩壊した。この時点でドイツ側の勝利は確定したが、戦争は翌年まで続けられた。パリに国防政府が樹立されてフランス側の抵抗が続き、さらにドイツ側の軍・政治指導者や世論が、国防上の理由や住民がドイツ系であるとの理由から、エルザス・ロートリンゲンの併合を要求したため、完全な勝利が必要となったからである。翌年(1871年)1月、パリは開城して休戦条約が結ばれ、5月のフランクフルト講和条約でフランスはエルザス・ロートリンゲンの割譲、50億<sup>2)</sup>の賠償金の支払を受諾した」ことが示されている。

前掲書[2] P. 227~228

013) 012)に示されているような、ドイツ・フランス戦争の戦況の最中、ドイツ統一に向けて「1870年秋から北ドイツ連邦と南ドイツ諸邦との統一ドイツ結成交渉が進められていた。バイエルンの自立性への譲歩などを認めたものの、基本的には北ドイツ連邦を拡大し、諸君主の永続的同盟の形式をとった連邦国家で合意をみた。あらたなドイツ帝国の憲法も、北ドイツ憲法に必要最低限の修正をほどこしたものが採用された」…ドイツ帝国の正式な成立はドイツ帝国憲法が発効した1870年1月1日とされる。

014) 前掲書[2] P. 228

015) ここで言及されているバブルがどのように恐慌に至ったかについては、「1873年5月、ウィーンの証券取引所から始まった株価暴落と金融危機は、深刻な経済恐慌となり、多数の企業倒産と生産低下、価格低落を導いた。・・・(中略)・・・1873年不況での生産落込みは1876年には回復し、その後工業生産は成長率こそ低いが着実に上向きになった。このことから恐慌後、低成長期に移行した・・・(中略)・・・1873年代が、19世紀と通じてアメリカ合衆国への移民の最大のピーク時となったこと、交通革命によって輸送コストが大幅に引き下げられた結果、1870年代なかばころから、ドイツの穀物輸出先であったイギリス市場に安価なアメリカ産小麦が進出して、ドイツ産を圧迫し、ロシア産小麦もドイツ市場に食い込むようになった」と示されている

前掲書[2] P. 234

2-2. 工業化された社会経済的構造への転換

「帝国創設後最初の20年間で人口は約800万人増加したが、次の20年間では倍の1,600万人になり、第一次世界大戦直前のドイツの人口は6,700万人に達した。・・・(中略)・・・1910年の時点では、ドイツ国民の過半数は30歳以下の人々によって構成されていたのである。こうした人口増・労働力増を吸収できたのは、工業を軸とする経

済・貿易の持続的な向上であり、この期間の年平均成長率4.5%という数字がそれを端的に示している。・・・(中略)・・・ドイツの鉄鋼生産は19世紀から20世紀の移行期にはイギリスを凌駕し、石炭・鉄鋼の生産は第一次世界大戦までに3～4倍になり、また輸出の伸びも4倍になっている<sup>019)</sup>。・・・(中略)・・・1880年代末には、生産額において鉱工業が農業にかわって首位につき、1905年には

016) ここで言及されている「泡沫的」という表現についてであるが、「1869年にアメリカ合衆国における南部諸州に対する北部諸州の戦勝とオーストリア＝ハンガリー国家の近代化とが・・・(中略)・・・資本主義発展のすぐれて大きな可能性を先取りし始めていた。・・・(中略)・・・50億<sup>2)</sup>の賠償金は、増強される軍備の資金調達 [プロイセン＝ドイツ陸海軍の近代化と要塞構築とのために、この50億<sup>2)</sup>のうち22億<sup>2)</sup>が用いられた] のために、そして北ドイツ連邦と南ドイツ諸邦とがかかえる8億500万<sup>2)</sup>に達する国債の償還のために用立てられたことによって、ドイツ金融市場の流動性を高めた。このことを通じて、産業資本への転換の点で問題となる貨幣ファンドの追加的余剰が生じたこと。これにより今度は、とりわけ株式会社への資本投下の傾向が強められた。・・・(中略)・・・創業数は以前の何倍にもなり、この創業が投機と詐欺、それもとりわけ創業詐欺の隆盛をみた『創業者時代』という概念をこの時代に刻印づけた。抜け目のない事業家は、小経営者のポケットから、また、多数の富裕な市民のポケットから金 [かね] を巻上げた。それは泡沫企業を創業して巨利を博すためであり、また『安全な』株式を法外な高値で売りさばき、そのことだけで利ざやを稼いだりするためであった。そのうえ、詐欺は、ブルジョワジー出の海千山千の実業家が、貴族出身の身分の高い『御仁達』と結びつくことにより、容易にさえた。侯爵や伯爵が、信用のおけぬ創業に威厳のみせかけを与えてやるため、彼らの名前を貸したこともまれでなかった。そのことで、貴族たちは、まったく申し分のない見返りの報酬を受け取った。」という状況に基礎を置いている。【前掲書[3] P. 128～129】

さらに「企業の創業、とりわけ、株式会社の創業は、心理的な影響だけではなく、直接に経済的な影響をもおよぼした。このことは、現実資本の投下、すなわち、現実の投資と、既存の個人企業の株式企業への転換がおこなわれる創業とが、直接結びついてはいなかった場合においてさえあてはまった。この場合には、株式有価証券の形態での擬制資本が増えただけで、生産設備が直接増えたわけではない。しかし、株式会社は、ドイツの資本主義企業のなかで、以前からすでに、少なからぬ比率を占めていたのだが、この転換でさえもが、その比率を高めるという意義をもったものであって、・・・(中略)・・・ドイツ金融資本の形成が促進されたのであった」ことが指摘されている。【前掲書[3] P. 129～130】

017) 「新設企業の意義は、とくに不変固定資本形態での現実資本の大規模な投下への直接の出発点をなし・・・(中略)・・・産業資本の飛躍的な現実の伸長が『創業者時代』の間に成し遂げられた。この投資の場合には、古い生産能力の近代化が問題だったのではなく、むしろ、新しい生産能力をつくりだすことが問題だったのである。・・・(中略)・・・ドイツの鉄道のはほぼ半分がこの時期に国家の手中にあったこと、・・・(中略)・・・民間の鉄道企業が極めておびただしく設立され・・・(中略)・・・それはおもに、プロイセンとドイツとの東部に集中し、ユンカー支配地域における鉄道網の拡張に役立つというたぐいのものだった。鉄道企業家と、ドイツ東部地方に定住する貴族一かの悪名高いシュトロウバルクの例が示しているような一とのとりわけ緊密な結びつきが、こうした事態を反映していた。・・・(中略)・・・機械製造業における創業の場合、株式会社の形態をとらない企業が依然として優勢だったのだが、・・・(中略)・・・ますます多くの投資資金が求められてこと、そして、機械製造諸企業集中にあって、株式会社の占める割合が、この時期以降、間断なく高まった」ことが指摘されている。前掲書[3] P. 131

018) 前掲書[2] P. 233～234

019) 「ドイツが石炭・鉄鋼といった伝統的基幹重工業部門だけでなく、ジーメンス・ハルスケとA・E・Gという二大企業の独占で知られる電機工業、さらに合成染料や各種の化学製品を生み出した重化学工業という技術革新をとまなう先端技術部門でも驚異的な発展をとげたことである。近代科学の成果と結びついたこれらの新工業部門では、ドイツは技術輸出国であり、世界市場を支配する地位を築いた。また拡大する貿易を支えるドイツ商船隊の成長もめざましく、1880年にはスペインの保有船舶量を下回る海運弱小国であったドイツは、30年後にはイギリスにつぐ世界第二位の海運国家の座についた」ことが示され、前掲書[2] P. 244

ドイツ農業については「機械化がひきつづき進行しており、化学肥料の使用などの近代化・合理化によって、生産は着実に上がっていたのである。とりわけ都市化や消費生活の変化に対応して、この期間だけでも食肉生産は二倍以上にふえ、中小畜産農家にも恩恵を与えた。もっとも、一方では、機械化や合理化は資本を必要としたため、資金調達の困難さや負債増に悩む農民の不満を増加させた側面もあった」ことが示され、さらに、以下のことに言及されている、

また、「1892年まで、ドイツは年10万人をこえる移民を送り出していたが、1890年代なかばから移民数は激減し、逆にロシア領ポーランドやオーストリア領ガリツィアから、50万人以上の農業向けの季節労働者をむかえる、労働力受入れ国へと転じた。外国人居住者も1910年で125万人を超えている。国内でも東部の農業地域から西部のルール工業地域やベルリンなどの大都市圏への移動の波はやまず、帝国創設時人口10万人以上の都市は8であったが、1910年には48になって都市化のピークをむかえていた。」前掲書[2] P. 246

就業人口でも鉱工業は農業を抜いた。こうして1900年代後半には、ドイツは工業国へとはっきりと重点を移した。工業の拡大を支えたのは、ドイツ銀行、ダルムシュタット銀行、ドレスデン銀行、ディスコント・ゲゼルシャフトの四D銀行に代表される金融界であり、銀行と工業の特徴的な結びつきは・・・(中略)・・・『金融資本』の概念を生み出させている」<sup>020)</sup>ことが指摘されている。

ここで言及されている「銀行と工業の特徴的な結びつきは・・・(中略)・・・『金融資本』の概念」については、確かに、「1890年代における [景気<sup>021)</sup>] の高揚の特別な強さは・・・(中略)・・・電気工業と電化が、そしてそれとともに発電所の建設が、とくに大きな規模で進み始めた事実を挙げることができる」ことが指摘されており<sup>022)</sup>、この文脈からだけを考えて場合には、投資活動の主体としての銀行の存在を確認することが可能である。したがって、ここで指摘されているような発電所の資金の提供ということが想定される。したがって、「短期的な影響と長期的にわたるそれとの相違を無視することは、・・・(中略)・・・発展に関する誤った判断を導きがちだったし、・・・(中略)・・・とくに重工業における比較的安定した独占団体の発達は、短期的には、独占利潤が持込まれるこれらの諸部門への著しい資本流入をもたらした。・・・(中略)・・・大企業との絡み合いの度をいよいよ強めた産業資本の拡大に際してちょうどこの時期に、その役割と著しく強めた大銀行についてもまた、同様の論点を確認することができる。・・・(中略)・・・産業向け銀行信用の拡張の場合に、比較的はっきりと認められ始め

た」ことが指摘されており<sup>023)</sup>、「銀行信用とは、民間銀行によって、当該の目的のために創出された追加的な信用貨幣のことであった。この場合に重要なのは、銀行券ではなく、民間銀行の貸越金とならんで、ライヒスバンクにおいてもいっそうその重要性を増してきた貸越金であった」ことが指摘されており<sup>024)</sup>、「貸越金ないしは帳簿貨幣は、元来、鑄貨と銀行券との払込みによって生じたものであった。・・・(中略)・・・口座所有者としての預金者には、このようにして作りだされた帳簿貨幣 [= 貸越金] を用いて、需要の行使を見合わせる必要がなかったとすれば、他方で銀行は、とりわけ、生産手段に対する需要にあたらにふり向けられる信用の基礎として、払い込まれた現金を受け取ったのであった。・・・(中略)・・・手形取引が増えていくとともに、銀行信用は、いよいよ、貸越金を与えるという形態をとるに至った。すなわち、それは、顧客の口座への貸方の形で、したがって、帳簿貨幣の創出により与えられたのである。そのかわりに、顧客の口座を開いたり、あるいはその額を増やしたりするために払い込まれた『現金』は、担保として使われたのである。たとえ、帳簿貨幣を振り出す場合に、紙幣または銀行券の場合と同様、このような形式的な担保がなかったとしても、それもやはり、銀行の流動性を考慮にいれた決められた非公式の担保限界があった。この限界になお達しなかったかぎりにおいて、民間の独占的大銀行は、帳簿貨幣の創出を手段とした、信用創造のための十分な可能性<sup>025)</sup>を持った」<sup>026)</sup>ことが指摘されている。

020) 前掲書[1] P. 51

021) 前掲書[3] である H・モテック、W・ベッカー、A・シュレーター著：大島隆雄、加藤房雄、田村栄子訳『ドイツ経済史』においては「高揚」という言葉が示されているが、ここで示しているように景気循環期の内での景気上昇期を意味しているものと考えられることから以後、高揚という言葉が文献『ドイツ経済史』からの引用の場合には、ここでみられるような表記を示すことにする。

022) 前掲書[3] P. 153

023) 前掲書[3] P. 152～153

024) 前掲書[3] P. 153

025) 「たとえば、手形取引の拡張によって、新しい『現金』が預金として銀行に流入し、これにより、保証準備金が増やされたときに、また別の可能性が生じた。・・・(中略)・・・1892年から1900年の間に、銀行券の増加を上回り、6億<sup>マルク</sup>以上に達した民間の銀行預金の急速な増加とは、信用貨幣の比較的古い形態を基礎として、わけても、銀行券を基礎として、今まで可能だった場合よりも、もっと大きな信用創造を、それに照応して、生産手段に対する需要の増加を、そして、貨幣資金の既存の蓄積の範囲をはるかに超えた産業投資の増大を、可能にしたのであった」ことが指摘されている。

前掲書[3] P. 153～154

026) 前掲書[3] P. 153

### 2-3. ドイツのカルテル化の意義・形成プロセス

「ドイツでは、カルテル協定は合法性を持っていた。即ち、法律上、他の個人契約と同様に扱われたのである。・・・(中略)・・・カルテルのこのような取り扱い方は、・・・(中略)・・・自由主義がドイツ人の意識に根を下ろすことにいかに少なかったかを示している。自由主義こそあらゆる自由な資本主義経済体制の基礎であることを、人々は遂に認識しなかったのである」<sup>027)</sup>点が指摘されている。

「ドイツのカルテル化は、決して直線的に行われたのではなかった<sup>028)</sup>。その拡大の時代と、多くのカルテルが崩壊する時代が交互に来たのである。・・・(中略)・・・価格が原価を割りそうになると、企業を損失から守るべく、直ちにカルテルが結成された。不況の後に好況が来ると、営業成績のよい企業家はカルテルの束縛に嫌気がさし、それから逃れ出ようとした」<sup>029)</sup>ことが指摘されている。

『「カルテル」なる名称は、様々の種類の企業連合を指すものとして用いられた。その中で最も強固な組織形態<sup>030)</sup>は、一定の生産物の販売を中央の販売期間を通じて行い、他の一切の売買を認めないものであった。生産は一定の比率で成員企業にわりあてられた。個々の生産者に残される企業活動としては、技術的効率を高めるため

の努力、即ち原価を切下げ、それによって、統一価格水準の下における利潤の増大をはかる努力があるのみであった」<sup>031)</sup>ことが指摘されている。

「ドイツのカルテルの歴史は、カルテル内部の絶えざる闘争の歴史である。カルテル協定の期限が切れ、それが更新される際には、いつでも、その間に現れたアウトサイダーとの紛争、またカルテル構成員同士の、仲間を犠牲にしても自分の割当をふやそうとする争いが起こったのだ。この争いはカルテルの崩壊、或いは価格切下げなどの事態を引起した。しかし多くの場合、政府の好意的な支持を得て新しい協定が成立し、平和が回復されたのである」<sup>032)</sup>ことが指摘されている。

### 2-4. 第一次世界大戦

「1914年8月1日、ドイツは総動員令を発して、ロシアに宣戦し、その後フランス、イギリスにも宣戦した。オーストリア・ハンガリー帝国とセルビアとの局地戦は、ヨーロッパ主要列強同士の戦争に拡大した。オーストリアはフランツ・フェルディナント皇位継承者夫妻暗殺事件を機に、セルビアに軍事的一撃を加え、国内のスラヴ系民族を封じ込めて、帝国の統合力回復をはかろうとした。しかし、セルビアの背後にいるロシアを牽制するためにはドイツの支持が不可欠であり、オーストリアの開

027) 前掲書[2] P.50~51

028) こうしたカルテルの動向について、「カルテルの歴史においても、ドイツの通商政策が保護主義に向かった年 -1879年- が一つの転換点になっている。・・・(中略)・・・関税によってつくり出された内外の価格の格差が十分に利用されうるためには、同一商品の国内生産者間の競争が排除されねばならなかった。最初の大規模なカルテルはコークス、銑鉄、そして薄鋼板の業界で成立した。原理上恐らく最も重要なカルテルといえるカリ・カルテルは、1881年に結成された。これは一原料―しかも、第一次世界大戦まで事実上ドイツが独占的に所有していた唯一の天然資源―の独占的開発の最初の試みであった。」

前掲書[1] P.51~52

「1890年代の中葉には、鋼鉄および石炭の外、板ガラス、セメント、幾種もの化学製品がカルテルに組織されていた。ドイツの産業がほぼ完全にカルテル網で覆われるようになったのは、20世紀に世紀が変わってからのことであった。個人主義的な自由競争に対する攻撃は、大規模な企業合同―特に、重工業における―と、全国にゆきわたったカルテルによって同時に行われた。1914年に第一次世界大戦が勃発した時、ドイツのカルテル体制は事実上完成されていたのである」ことが指摘されている。

前掲書[1] P.52

029) 前掲書[1] P.51

030) ここで言及されている「最も強固な組織形態」は例外的なものであり、当時のドイツにおける数千のカルテルは、ずっとゆるい形態を採っていた点を「あるものは生産割当だけ定めて、中央機関による販売は行わなかった。他のものは生産者間で市場を地域的に分け合った。その他支払期限など販売・営業条件だけを定めるもの、或いは『ダンピング競争』を防ぐため」原価計算【die Kostenrechnung】の規則を定めるもの」としている。

前掲書[1] P.52

031) 前掲書[1] P.52

032) 前掲書[1] P.53

戦の決断はドイツの態度にかかっていた。・・(中略)・・要請を受けたドイツでは、皇帝をはじめ政府・軍指導者が一致してオーストリアの軍事的制裁を支持した<sup>033)</sup>」<sup>034)</sup> ことによって第一次世界大戦が勃発したことがしめされている。

「ドイツは国内的に・・(中略)・・十分に均衡のとれた世界的工業国となったが、・・(中略)・・第一次世界大戦の四年間、ドイツとドイツの経済は、外からの援助を全く得ることなく、全戦力を独力で整えるという課題を負わされていた。塹壕の向こう側の諸工業国が、世界

最大の経済的強国たる米国の援助を受けることができたのに対し、ドイツは封鎖<sup>035)</sup>という破滅的な経験を嘗めなければならなかった」<sup>036)</sup> ことが指摘されている。

「近代戦における核心的な問題は工業生産力の増強である。戦時中の軍隊の食糧需要は、特別な事態が生じない限り、常備軍および予備役兵が平時に消費するところを大きく上回るものではない。しかし、ある種の工業製品に対する需要は、戦争が始まるや否や直ちに急増するにちがいない。それ故ドイツの置かれた局面の重大さは、農業部門<sup>037)</sup>におけるよりも、工業部門<sup>038)</sup>の方でずっと早

033) 「この決定はドイツ支配層が・・(中略)・・戦争が『第三次バルカン戦争』に限定され、オーストリアが勝利すれば、ドイツの同盟国も安定し、ロシアの国際的地位が低下することが期待され、・・(中略)・・ドイツ帝国首脳は、社会民主党の反ツァーリズムと国民のなかにある反スラヴ感情を利用するために、ロシアの動員令発令を待ってドイツの動員令をくださった・・(中略)・・挙国一致で戦争を支えるという『城内平和』が成立した。そのシンボルとなったのは、1914年8月4日、社会民主党議員の帝国議会での戦時公債賛成投票であり、そのスローガンとなったのは皇帝の開戦時の演説『ドイツにもはや党派なし、ドイツ人あるのみ』であった。・・(中略)・・ドイツ軍はロシア軍の終結が遅れることを前提に、軍主力を中立国ベルギーに侵攻させ、フランス軍を背後から包囲殲滅[せんめつ]させたあとロシアに向かう短期戦として構想され、中立国侵犯のような国際法違反もそこから正当化された。イギリスはこのベルギー侵攻を理由にフランス・ロシア側[協商国側、アメリカ参戦後は連合国側という]について参戦した。・・(中略)・・ドイツ軍の進撃は1914年9月マルヌの戦いで阻止されて短期決着は失敗し、スイスからイギリス海峡まで双方が塹壕[ざんごう]にこもって対峙する西部戦線が成立した。東部ではロシア軍が予想よりも早く侵攻してきたが、ヒンデンブルク、ルーデンドルフの指揮でロシア軍をロシア領内に押し戻し、以後ドイツ軍はロシア領内に進撃して、占領地を拡大した。・・(中略)・・1915年5月、三国同盟にもかかわらず中立を保っていたイタリアが協商国側について参戦して、あらたにイタリア戦線が形成され、他方で、オスマン帝国、ブルガリアが同盟国側についてたため戦場は小アジア[アナトリア半島]、近東にも拡大し、またアフリカ、中国のドイツ植民地・租借地でも戦闘があった。・・(中略)・・フランス軍を消耗させて西部戦線から脱落させることをねらって、1916年2月にヴェルダン戦を開始したが、フランス軍の抵抗でヴェルダン戦は所期の目的を達することなく打ち切られた。ヴェルダン戦では兵員と物資の消耗は膨大な量に達し、戦争が物量戦・経済戦となったことを印象づけた」ことが示されている。

前掲書[2] P. 279~280

034) 前掲書[2] P. 279

035) ここで言及されている封鎖の歴史的な意義については「封鎖はドイツに対し、不本意にも、しかし嫌応なく、きびしい自給自足生活を強いたのである。この強いられた自給自足の経験は、以後ドイツ人の意識から消えることがなかった。ヒトラー時代の経済政策は、この経験を度外視しては理解しえないのである」ことが指摘されており、

前掲書[1] P. 58

また、第一次世界大戦中の封鎖という経済状況については「質的にも量的にも効果をあげ、・・(中略)・・質的な効果として、戦争には不可欠で、しかも国内では全く或いは不十分にしか産出しない特定の原料—例えば、二三の金属、弾性ゴム、また石油がこれに属する—を獲得する道を失ってしまった。量的な効果は、ドイツが自己の資源だけに頼らざるをえなくなったことであった。その上ドイツは、経済上・金融上あらゆる応急措置を講じて、物質的に更に弱体な同盟国を援助しなければならなかった」ことが指摘されており、

前掲書[1] P. 66

036) 前掲書[1] P. 58

037) ここで言及されている農業部門の状況に関して、「第一次世界大戦前のドイツは、その食料および飼料の需要の約三分の二を国内生産で満たし、三分の一を輸入していた」ことが示されており、農産物の市場における取引が封鎖経済下での成立が困難なものと考えることが可能である。

前掲書[1] P. 67

消費の調整・制限のための道具としての配給制度が戦時食糧管理局によって「1915年1月25日、最初の食糧配給切符としてパン券が導入され、家族一人一人に割当てられるパンの量が定められた。続いて脂肪、肉、牛乳、バター等、他の主要食品についても切符制が施行された。・・(中略)・・肉体的および社会的基準によって配給量を段階づける複雑な分配制度が出来上がった。・・(中略)・・どの優先グループにも属さない普通人にとっては、・・(中略)・・一人一日、パン225g、或いは小麦粉

く認識され、早くも開戦後二週間の間に、統制措置が講ぜられた」<sup>039)</sup>ことが指摘されている。

「短期戦は銃後社会を戦争に巻き込まないことを前提にしていた。しかし、開戦後三ヶ月で備蓄弾薬は底をつき、急遽大増産が必要になった。陸軍省に戦時原料局が設置

され、その指示のもとに各産業部門で戦時会社が設立されて、原料の配分や生産割当てをおこなった。これが戦時統制経済の始まりで、最初は一部の金属原料統制に限られていたが、戦争が長期化し、イギリスの経済封鎖が厳しくなるにつれ、ほとんどの産業分野に拡大された<sup>040)</sup>」<sup>041)</sup>ことが示されている。

200<sup>27)</sup>。一人一週、脂肪食品〔バター、ラードまたはマーガリン〕56~68<sup>28)</sup>。野菜は普通、多少の差はあれ一応十分といえるだけ手に入れることができたが、他の全ての食料品はひどい品不足で、・・・(中略)・・・どうしようもない状態であった」、前掲書〔1〕P.68~69

第一次世界大戦中の配給制度の下での「どうしようもない状態」について「豚殺し事件」を引き合いに出している、即ち、「戦時食糧管理局が乏しい食糧を人間と奪い合うものとして、豚を弾劾した・・・(中略)・・・豚がどれほど多くの穀物と馬鈴薯を人間から『横取りする』かが算出され、大食いの豚に対する人間の階級闘争が叫ばれたのだった。自由になる分量が全体として不足している場合、人間を扶養する見地からすれば、食糧が豚の胃袋を通るような回り道をするのは不経済であるというのが、その理屈であった」、

しかしながら、「戦時食糧管理局は一方において馬鈴薯と穀物の供給と他方豚の供給を合理的に調整するという唯一正しい方法はとらなかった・・・(中略)・・・最高価格に段階をつけて、農民が馬鈴薯や穀物を豚に食わせるよりも市場に運びたくなる刺激を与える」ことを行わず、「1914年の秋、小麦とライ麦を飼料とすることが禁止された。燕麦と大麦による飼育は認められていたが、それも割当制になった。更に1915年初頭には、法令によって、全ての市町村が肉の缶詰を貯蔵しなければならなくなった ←→ 飼料に関する規定が厳格に守られないのではないか、[ドイツ国民の最も重要な食糧である]馬鈴薯の恐るべき欠乏が目前にせまっているのではないか、という二つの恐れが抱かれた。」・・・『豚殺し』が始まった。ところが豚の強制屠殺がしばらく続いたあとになって、馬鈴薯の収穫が低く見積もられ過ぎていたことがわかった。すると今度は逆の危険が生じた。その馬鈴薯を食うだけ豚がいないのではないか、というのである、

「豚の強制屠殺によって生じた食糧供給上のこの混乱は、・・・(中略)・・・どんな計画体系でも犯す恐れのある誤謬(ごびゅう)の典型的な実例だからである」ことが示されている。

前掲書〔1〕P.69~70

更に、食糧配給制について「ドイツは戦前、農産物の三割近くを輸入していたが、当局や国民にその認識は薄く、備蓄もおこなわれていなかった。第一次世界大戦開戦後大都市でパンなど食糧不足と価格高騰があらわれ、最高価格令による価格統制が発動された。しかし、労働力不足、軍馬供出による役畜の減少、肥料供給の途絶、政策の失敗などから農業生産の増加の見通しはない」ことが、その実施の起因となったことが示されている。

前掲書〔2〕P.284

食糧配給制が、[1] 国家に社会国家的性格を与え、[2] 多様な対立・分断線を社会のなかにつくりだしたことが指摘されている、つまり、[1] について「食糧配給制が、国家による国民の生存保証であり、食糧配給制によって国家に社会国家的性格を与えたことであり、国家と国民の距離が縮まり、国民の支持が国家の正当性の基礎になる方向がみえ始めた」こと。

[2] について「食糧配給制を含む戦時食糧政策は、国民の内部に生産者と消費者、農村と都市、軍需産業と平時産業など多様な対立・分断線を社会のなかにつくりだした。主要な消費者である都市住民は食糧不足の原因を農民の出し惜しみのせいではないかと疑い、生産者である農民は作付け・出荷強制、自己消費規制などの国家の介入に反発し、都市住民が優遇されていると批判した。消費者内部でも、統制経済下で必然的に生まれる高価なヤミ市場を利用できる豊かな上層や戦時利得者と、配給だけに依存する社会下層の階級対立が、飢える者と満ち足りた者というもっとも原始的なかたち」であられたこと。

前掲書〔2〕P.284~285

038) 外国資源を輸入することが不可能な状況である封鎖経済状況にあるドイツにとって戦争が長期化することは敗戦を意味することになり、他方ドイツの側からは「自由市場経済に代えて命令経済を組織することができれば、終局を引き延ばすこともできたのである・・・(中略)・・・ドイツは、経済機構を完全に変えざるを得なくなった・・・(中略)・・・第一次世界大戦が始まった時、ドイツの国民経済は本質的に自由経済であった・・・(中略)・・・第一次世界大戦の終戦時には、ドイツの国民経済は根底から軍国体制化されていた・・・(中略)・・・軍国体制は、戦争が長引くにつれて、また様々の分野で[自由市場経済が]次から次へとゆきづまりが生ずるに従って、徐々にその[=軍国体制化の]支配圏を広げていった」ことが示されている。

前掲書〔1〕P.66~67

039) 前掲書〔1〕P.70

040) 「もともと政府や軍には戦時経済の準備がなく、専門家もいなかったため、原料局や戦時会社の要員には経済界出身者が登用された。したがって、発注は政府や軍がおこなうが、その実施は産業界の自主管理組織が担うというのが統制経済の構想であった。このため価格設定においても企業側の主張がとおりやすく、企業の利益は巨額にのぼった。武器弾薬や軍需品生産は迅速な大量供給が必要であったから、発注や原料配分は大企業が優先され、中小企業は大企業の下請けとなって生き残るか、あ

## 2-5. ワルター・ラーテナウの戦時国策会社経営

「ワルター・ラーテナウは工業部門における緊急事態を認識し、それを克服すべきものとして国内貯蔵原料の管理計画を提唱し、プロイセンの陸軍大臣によって1914年8月に戦時資源局長官となり戦時国策会社<sup>042)</sup>を設立した」<sup>043)</sup>に言及されており、この戦時国策会社の設立にみられるような政府による産業界の干渉の内容は以下の点であることに言及されている、つまり、

- 「(1) 欠乏し始めた原料は差し押さえられ、生産者はそれを戦時国策会社に売却しなければならない。  
 (2) 最高価格の制定。  
 (3) 原料は目的を定められて加工者に転売される。加工者間の分配は、生産の緊急性を基準として行われる」<sup>044)</sup>ことが示されている。

短期戦を予定して開戦された第一次世界大戦を開戦した「軍は職種に関係なく兵役該当者を招集した。このため軍需生産が本格的に始動すると、労働力不足が深刻に

なった。企業が求める若く健康な労働者<sup>045)</sup>は、軍にとっても兵士として必要な人間であったから、産業界と軍との『人的資源』をめぐる争いは激しくなった」<sup>046)</sup>ことが示されており、こうした産業界と軍との争いについての一つの方策として1916年12月5日に祖国補助勤務法<sup>047)</sup>が公布され、この法律の特色は「ドイツの経済生活の軍国体制化を完成するものであった。・・(中略)・・17歳から70歳までの男子国民は、兵役服務中のものを除き、すべて補助勤務の要員と見なされた」<sup>048)</sup>ことが示されており、更に、「軍需工業では女性労働者の比率は高かったが、全体としては女性労働者の数は第一次世界大戦中日立って増加していない。そのことは、第一次世界中に軍需工業をはじめ運輸、公共部門などに進出した女性労働者の多くは、第一次世界大戦になってから働きにでた人々ではなく、繊維工業、農業などほかの非軍需産業部門から移動した人であったことを示している。・・(中略)・・男性を対象にした軍事動員と労働動員という『公的な』動員以外にも、銃後での戦争支援活動<sup>049)</sup>が第三の

るいは閉鎖に追い込まれた」ことが指摘されている。

前掲書[2] P. 282~283

041) 前掲書[2] P. 282

042) 「戦時国策会社の退廃は避け難いところであった。参加した産業に過度の戦時利得を許しているという非難が投げかけられた。参加企業の利潤を適正限度内に押さえておくことは、戦時国策会社の課題の一つであったが、利益の発生を妨げることはできなかった。原料が不足して来るにつれて、自治管理の原則も次第に守られなくなり、戦時国策会社は最後には全くの官僚的統制機関になってしまう」ことが指摘されている。

前掲書[1] P. 71

043) 前掲書[1] P. 71

044) 前掲書[1] P. 71 ここでみられるような戦時国策会社の原料・製品の価格・販売先の干渉は、1914年8月のワルター・ラーテナウの任用から二年も経たない1916年末の産業界への政府の干渉の内容が「企業はその製品を軍需のために提供しなければならなかった。軍需生産に適さない企業は、その労働者を徴発され、従って閉鎖、或いは他企業との合同も余儀なくされた。民間経営に関する国家干渉は更に進み、国家は使用されていない機械を、他の企業に役立てるため没収することもできた。この法律 [=1916年12月5日に公布された祖国補助勤務法] は軍需産業労働のための労働者の再教育を定めていた」こと、即ち、企業経営活動から企業内で活用されている生産手段と雇用されている人員にまで干渉されるという状況に至ったことに言及されている。

045) この「企業が求める若く健康な労働者」が「軍務に就いた穴埋めには、非軍需産業からの労働力転用、女性・青少年労働者や戦争捕虜の投入、ベルギーやロシア領ポーランドなどの占領地からの労働者の強制徴募などが試みられたが十分でなく、招集した兵士をふたたび労働者として工場に送り返すことも行われた。・・(中略)・・1916年末帝国議会は愛国的労働奉仕法 [=祖国補助勤務法] を採択して、軍需工場からの労働者移動禁止、軍務従事者以外の男性の労働義務が定められた。これによってドイツの総力戦体制は一応整ったのである」が示されている。

前掲書[2] P. 283

046) 前掲書[1] P. 72

047) この祖国補助勤務法は「何よりも、直接・間接に軍需産業ないし農業に従事する労働者に適用され、これによって彼らは移動の自由をうばわれたのである。彼らは、雇用者または委員会の承認なしには、その職場を変えることができなかった。或る軍需企業が労働者の自発的志願によっては必要な労働力を得られない場合には、労働者の強制割当が行われた」ことが指摘されている。

前掲書[1] P. 72

048) 前掲書[1] P. 72

動員ともいふべき規模をもっていた事実である」<sup>050)</sup>が指摘されている。

## 2-6. 第一次世界大戦の敗北とヴェルサイユ条約

「総力戦の様相が濃くなり、国民のあいだに自分たちが戦争を支えているという自覚高まると、戦争の目的のみならず、戦時社会のあり方、義務の平等と権利の不平等という帝政的秩序への反発や疑問が広がった。総力戦体制が齎した公式・非公式の動員、統制経済が露呈した社会矛盾は、・・・(中略)・・・帝政的価値体系を打ち崩す作用をはたしたのである。帝国政府は戦後の政治改革を約束してそれをおさえようとしたが、・・・(中略)・・・保守派の抵抗で頓挫した。ヒンデンブルクらが皇帝の反対をおして最高軍司令部に招かれたのは、それによって国民の早期戦争終結の願望に応じて、戦時体制<sup>051)</sup>を維持しよ

う」<sup>052)</sup>とした点が指摘されている。

「1918年10月3日、バーデン大公マックス(ドイツ帝国最後の宰相)はアメリカ合衆国ウィリソン大統領の14カ条を受諾したが、それと一緒に、荒廃した戦場地域の復旧の義務をも背負いこんだのであった。」<sup>053)</sup>がこと指摘されている。

「海軍将校団は全艦船による最後の出撃によって、ドイツ海軍の名誉を救おうとする無謀な作戦を企てた。1918年11月初め、乗組員はこの『提督たちの反乱』に抗議してキール軍港で蜂起し、兵士評議会を結成した。兵士の運動はドイツ各地に波及し、それは労働者なども加わった革命に発展した<sup>054)</sup>。・・・(中略)・・・水兵蜂起の成功後、兵士運動は陸軍兵士や労働者を加えて急速に拡大し、各地に労働者・兵士評議会(労兵レーテ)が成立して権力

049) この銃後の戦争支援活動の内容は「慰問活動[慰問品発送、駅頭での出征兵士の接待、病院での傷病将兵の看護]をこえて、出征兵士家族・遺族への扶助、戦時公営食堂の運営、戦時公債募集運動や士気高揚宣伝活動、金属回収や食糧配給などの支援など、社会・福祉活動の全領域におよんでいた。そのおもな担い手は女性であり、教会や赤十字、さまざまな慈善・福祉団体、女性団体といった社会的中間団体とおして動員され、志願というかたちをとるものが多かったが、実態はフルタイム勤務と変わりはなかった。この社会動員とも呼ぶべき広範な視野を入れてはじめて、戦時社会が総動員社会であった状況が明らかになる」ことが示されている。

前掲書[2] P. 284

050) 前掲書[2] P. 283~284

051) 「1917年夏には、城内平和体制の破綻は明らかになり、社会民主党、中央党など帝国議会多数は、交渉による和解の平和を求めた平和決議を採択し、国民の支持をつなぎとめようとした。しかし、ドイツの軍事的勝利による決着まで戦争遂行を主張する保守派、ナショナリスト団体は、議会外大衆組織である祖国党を結成して軍部の支持のもとに巻返しをはかり、・・・(中略)・・・以後ヒンデンブルク、ルーデンドルフら軍部の意向はそれまで以上に政治的重みをもつようになり、政府や議会多数派は政治的主導権を失った。この過程で皇帝がなんの役割もえんじられなくなったことが示すように、それは帝政的秩序の再建ではなく、むしろ帝政的秩序の弱体化に連なる動きであった」ことが指摘されている。

「1918年ロシア11月革命で権力を握ったボリシェヴィツキらの革命政権はただちにドイツと休戦協定を結び、さらに講和交渉にはいった。ドイツは軍事力を背景に、派遣確立とロシア解体を追求した。・・・(中略)・・・ドイツ側の強硬な交渉姿勢、防衛戦争論とは相容れない広大な支配圏奪取や巨額な賠償金要求は、連合軍側の継戦意志を強めたばかりか、ドイツ国内でも1918年1月には労働者による大戦中最大の抗議・反戦ストライキを引き起こした。・・・(中略)・・・新来アメリカ軍の増援と豊富な兵器・物資に支えられた連合軍を破ることはできなかった。1918年8月に連合軍が大量の戦車を使って反撃に転じると、疲弊したドイツ軍は後退を重ね、戦意を失った兵士の集団投降もみられるようになった。・・・(中略)・・・国民は、・・・(中略)・・・戦争への関心を失った。軍部の権威も失墜し、戦時体制は解体し始めた。・・・(中略)・・・1918年9月になるとオーストリアが講和交渉を求め、ブリガリアもそれに続いた。1918年9月末、軍部は戦線の崩壊が目前と考えて、政府に帝国議会多数派に依拠した新政府樹立、アメリカ合衆国ウィリソン大統領の14カ条提案に基づく講和交渉の即時開始を要求した。・・・(中略)・・・新政府が真の国民代表政府であることを示すために、政府と帝国議会は憲法を改正して議会主義の帝政へ移行した。しかし、国民のあいだでは、上から政治改革よりも、一刻も早い戦争終結を求める『講和ムード』が広がり、反戦派も活動を再開し始めた。1918年10月末には、講和への障害であると目された皇帝の退位も公然と要求されるようになった。・・・(中略)・・・1918年11月9日、ヴィルヘルム二世はオランダに亡命し、首都ベルリンで共和政が宣言され、帝政は消滅した。1918年11月11日、ドイツ代表団はコンピエーニュで休戦協定に調印し、大戦は集結した。大戦におけるドイツ人員の損失は、軍人だけでも200万人をこえる400万人以上の負傷者を数えた」ことに言及されている、

前掲書[2] P. 287

052) 前掲書[2] P. 286

053) 前掲書[1] P. 86

054) 前掲書[2] P. 286

を握り、首都ベルリンを包囲した<sup>055</sup>。・・・(中略)・・・政治体制の転換はほとんど抵抗にあうことなく、わずか数日間で完結した。・・・(中略)・・・共和政の具体的内容はまだ明らかでなく、それはそのあとの革命の過程で確定されることになる。この過程は同時に、連合国との休戦協定条件の履行、講和条約の準備といった外交課題、国内における軍事的・経済的動員解除と平時体制への移行問題と密接に絡み合っていた」

「1918年5月、連合国はドイツに講和条件を提示し、受諾か拒否かを迫った。条件はドイツの予想をこえる厳し

いもので、とくに開戦責任や戦犯〔せんぱん〕引渡し、賠償支払い義務などの道義的条項はドイツ国民を憤慨させ、政府は抗議して辞任した。しかしドイツには受諾以外の選択肢はなく、新政府が国民議会の承認をえて1918年6月末条約<sup>056</sup>に調印した。」<sup>057</sup>ことが示されている。

## 2-7. インフレーション

「1921年5月1日、賠償総額<sup>058</sup>が、連合国のロンドン会議で1,320億金<sup>059</sup>と決定された。」<sup>060</sup>と、しかしながら、この賠償支払<sup>061</sup>は「そのかなりの部分が現物給付

055) さらに「1918年11月7日にはバイエルンの首都ミュンヘンで大衆デモが組織されると、1918年11月8日にはバイエルン国王は退位を宣言し、独立社会民主党・社会民主党の政府が成立した。各邦国の王政もあいついで廃されて共和政に転換した。この事態をみてドイツ帝国最後の宰相であるバーデン大公マックスは独断でヴィルヘルム二世の退位を発表し、社会民主党のエーベルトに宰相職を委ねて辞任した。エーベルトラ社会民主党指導部はベルリンでも労兵評議会成立が目前であることから、独立社会民主党との連立政府樹立による事態収拾策を決意し、1918年11月9日、ヴィルヘルム二世がオランダに亡命し、首都ベルリンで共和政が宣言され、帝政は消滅した。1918年11月10日、ベルリン労兵評議会の委任を受けたという形式をとって、両社会民主党から三名ずつで構成される人民委員政府が発足した」ことに言及されている。  
前掲書[2] P. 291

056) 「ドイツはすべての海外領土・植民地を失い、エルザス・ロートリンゲンをフランスに返還し、ポーランド独立にともないドイツ東辺部をポーランドに割譲した。軍事面では徴兵制禁止、陸軍兵力の10万人への制限、航空機・戦車・重砲などの保有禁止などが課せられた。条約によってドイツは人口の13%、有力な炭鉱・鉄鉱地域を含む領土の9%を喪失した」と。  
前掲書[2] P. 296

057) 前掲書[2] P. 295~296

058) 「ヴェルサイユ条約は、まず、ドイツ国内における連合国占領軍の全経費を負担することをドイツに義務づけた。この支払いは付帯義務であって、賠償勘定には入らなかった。第二に、賠償の概念が、連合国戦闘員に対する全ての年金支払いにまで拡大され、・・・(中略)・・・賠償負担の総額は平和条約においては、決定されなかった。その条約はただ、ドイツ政府が直ちに1,000億<sup>059</sup>の国債を発行してこれを引き渡すべきこと、そして、そのうちの200億<sup>059</sup>を以て1921年5月1日までの暫定(ざんてい)支払義務の保証とすべきことを定めただけであった。なお残額に対する利払いと元金の償還は30年間にわたって行われるべきものとされた。概(おおむ)ね、1921年以降、年々10億<sup>059</sup>の賠償金を支払うことになる。賠償総額の最終的額面とその支払方法を決定する課題は、平和条約中に定められた賠償委員会に委託され、その案は1921年5月1日に出来上がるようになっていた。平和条約が発効したのがようやく1920年1月10日であったにも拘らず、賠償として翌1921年5月1日までに200億<sup>059</sup>を支払うことを要求していた。その際、平和条約に定められた実物給付 [1,600総登録トン以上の全商船、1,000~1,600総登録トン以上の全商船の半分。漁船の四分の一。河川・湖水用船舶の五分の一。機関車5,000、鉄道車輛150,000、トラック5,000。エルザス・ロートリンゲンの鉄道網ならびにその車輛。戦場に遺棄された全資材。割譲された領土および植民地における全公有資産の引渡し]が、額面勘定に算入されるようになっていた。残額の一部も現物で支払われることになった。この名目でドイツは、その後の10年間に、少なくとも3,800万<sup>059</sup>の石炭と、大量の化学製品その他の物資を引渡すことになった。物品の引渡しは、実際には1919年8月、つまり平和条約の発効以前から始っていたのである」ことが示されている。  
前掲書[1] P. 86~87

059) 「1921年4月に賠償委員会によって作成され、1921年5月初頭連合国からドイツ政府に手渡された『最終的』賠償案 [いわゆるロンドン最後通牒] も、・・・(中略)・・・現実離れしたものであった。第一に、ドイツの賠償債務が1,320億金<sup>059</sup>と定められたが、この金額は、ジョン・メナード・ケインズの見解によっても、ドイツの支払能力の最大限を三倍も超えていたのである。第二に、この賠償債務は、年々その6%の支払いを以て元利償還が行われる。賠償委員会は、先ず500億<sup>059</sup>だけ債券を発行し、その償還が賠償支払いによって保証されることになる。残りの820億<sup>059</sup>分の債券は、ドイツがこの追加負担に耐えうると賠償委員会が確認するに至った時、引続き発行されることになった。まず年次支払金が、20億金<sup>059</sup>、プラス26%の輸出課徴金と定められたが、・・・(中略)・・・ドイツは即金として10億金<sup>059</sup>を近日中に支払う。その担保として、ドイツの輸出税全額、それに加えて26%の特別輸出税、そして更に数種の租税収入が供される。そして、ベルリンに置かれた保証委員会がこのプランの施行を監督するのである。なお賠償委員会には、賠償支払額中どれだけの部分を実物支払いで取り立てるのか、思いのままに決定する権利が与えられた。ドイツ政府に対しては、更に、26%の輸

払<sup>062)</sup>に転化した<sup>063)</sup>が「1923年1月、フランス・ベルギー軍はドイツの賠償支払い一部不履行<sup>064)</sup>を理由に、高山・工業地帯であるルール地方に侵入し、直接取り立てに乗りだした<sup>065)</sup>が「ドイツは進駐軍への協力を拒む消極的抵抗策<sup>066)</sup>で対抗した<sup>067)</sup>が、それを支える巨額の費

用<sup>068)</sup>を紙幣増刷<sup>069)</sup>でまかなったため記録的なインフレ<sup>070)</sup>が起り、億<sup>3)</sup>単位の紙幣<sup>071)</sup>がつぎつぎと発行されて、1923年夏以降には通貨は事実上その機能を失った<sup>072)</sup>ことが指摘されている。

出課徴金のうち、イギリスの分け前はイギリス自身に徴収させるようにと要求され(英国賠償回収法)、またドイツの輸出業者の蒙る損失は、ドイツ政府がこれを補償するものとされたのである。

この賠償案はドイツ政府に最後通牒の形でつきつけられた。これが6日以内に受諾されなければ、ルール地方が占領されるはずであった。・(中略)・この賠償案は定められた期日通りに実施され、現金10億<sup>3)</sup>が1921年8月末日以前に支払われさえたのである。

1921年12月になってはじめて、ドイツ政府は支払猶予を懇請した。1922年1月に、その年の支払額を21億7,000万<sup>3)</sup>に切下げることが協定され、占領軍経費の追加負担も削除された。この額面中7億2,000万<sup>3)</sup>が現金で、残額は物品で支払われることになった。

この支払額を切下げることと内容とする協定は1922年7月までは履行された。しかしドイツの情勢はその間に極めて悪化し、政府は現金支払分について1924年末までのモラトリムを乞うた。但し実物支払いに関しては、協定された最高額14億5,000万<sup>3)</sup>まで支払いを続ける用意のあることを声明したのである。支払猶予は認められなかった。しかし1922年9月に協定が成り、実物給付の外に、2億7,000万<sup>3)</sup>が6ヵ月払いの大蔵省証券で支払われることになった<sup>073)</sup>ことが示されている。

前掲書[1] P. 87~88

060) 前掲書[2] P. 297

061) 詳細な内容については、045)を参照のこと。前掲書[1] P. 87~88

062) 詳細な内容については、045)を参照のこと。前掲書 [1] P. 87~88

063) 前掲書 [1] P. 88

064) 「ドイツと賠償委員会との間で、電柱引渡しの問題をめぐり、また石炭引渡しの少しばかりの量目不足に関して些細なトラブルが起こっていた。これを口実にして、フランスとベルギーは1923年1月、ルール地方に軍隊を進めたのである<sup>074)</sup>」ことが示されている。

前掲書[1] P. 88

065) 前掲書[2] P. 298

066) 「フランスとベルギーの軍隊がルール地方に踏みこんだその瞬間から、ドイツ政府はフランスとベルギーに対する賠償支払いを全面的に停止し、鉄道官吏をも含めた全ドイツ官吏に対して、占領軍当局の命令に服することを禁止したのである。それに対して占領軍は、全てのドイツ官吏をルール地方から追放したのであった。特別の民政局と鉄道管理局が設置され、ルール地方は他のドイツ地域から切断された。ルール地方にあった銀行とライヒスバンク支店の資金は差押えられ、工場や鉱山のストックも押収された。

当初官吏に命ぜられた消極的抵抗が鉱山や工場の労働者にも波及すると、占領軍当局は実力を行使し、また一部自国の労働者を配置することによって、生産活動を維持しようとした<sup>075)</sup>」ことが示されている。

前掲書[1] P. 89

067) 前掲書[2] P. 298

068) 「ドイツ政府は、業務を放棄し、或いはルールから追放された労働者や官吏を扶養しなければならなかった。占領軍に逮捕された数千の者の家族の生活を支えなければならなかった。かてて加えて、この闘争で損害を蒙った企業に対しても、巨額の補償を与えなければならなかったのだ。しかしそれにも拘わらず、フランス、ベルギー以外の連合国に対する実物支払いは、1923年8月まで正常に行われたのである。英国賠償回収法に基づく支払いについても同じであった<sup>076)</sup>」ことが示されている。

前掲書[1] P. 89

069) 「貨幣流通高があまりにも急増したため、インフレーションの最後の段階になると、文字通り印刷機がそれ[価値の消失]と歩調を合わせられなくなってしまったのである。・(中略)・300の製紙工場が全力をあげてライヒスバンクの銀行券用紙を供給し、150の印刷所が昼夜兼行で2,000の印刷機を回転させ、銀行券を印刷した<sup>077)</sup>」ことが示されている。

前掲書[1] P. 95

070) 「インフレーション時代の初期の段階においては、マルクに対する国内の価値評価は、外国の評価と比べてかなり遅れをとっていた。ということはつまり、国内の物価上昇の速度は、為替レートの上昇よりもずっと遅かった<sup>078)</sup>」ことは付表1の「貨幣価値下落指数」における1921年1月の外国為替相場15.4に対して卸売物価14.4・1921年7月の外国為替相場18.3に対して卸売物価14.3の関連が1922年7月の外国為替相場45.7に対する卸売物価36.7の関連との比較から評価することが可能となる。1921年7月の時点での卸売物価14.3が1920年7月の卸売物価13.7と1921年1月の卸売物価14.4と比較した場合に、大きな変動を示していない。しかしながら、1921年7月の時点での外国為替相場13.3が1920年1月の外国為替相場15.4と1920年7月の外国為替相場9.4と1921年1月の外国為替相場15.4と比較した場合には、15.4と9.4の間を変動したことを見て取ることができる、言い換える

以上のような「ドイツのインフレーションは、普通、戦後の現象だと思われる。しかし・・・(中略)・・・インフレーションは戦争の開始<sup>073)</sup>とともに始まり、終戦時には以前のあらゆる経験を凌駕するものになっている・・・(中略)・・・戦争末期には、ドイツは異常な状態に

置かれていた。ただ、経済界に対するインフレーションの影響が、一部はなお顕在化せず、一部は特殊な状況によって覆い隠されていた<sup>074)</sup>だけなのである」<sup>075)</sup>ことが指摘されている。

ならば、6という数値の変動幅を示しており、1920年1月外国為替相場15.4のデータから、ドイツのマルクが40%の価値上昇となる9.4を示し、この1920年7月の外国為替相場9.4が反対に9.4の66%の価値下落となる15.4が1921年7月の外国為替相場となっている。つまり、卸売物価の面から経済状況をみた場合には1920年7月から1921年7月までの期間は安定していると判断することが可能であり、このことはドイツの国内的経済はレベルの高低を度外視した場合には、大きな変動が現れていないものと判断することが可能である。1921年5月に賠償総額が、連合国のロンドン会議で1,320億金<sup>ポンド</sup>と決定された後の1921年7月の外国為替相場がドイツ貨幣価値下落を意味する18.3を示し、1921年1月の外国為替相場15.4を基礎とした場合は、20%の貨幣価値下落が為替市場において評価されたことを示したことになる。こうしたプロセスが卸売物価の変動が外国為替相場の変動を追うことになると考えることを可能にしている。

1922年以後になると為替レートと物価の動きに関連のあることが誰の目にも明らかになり、・・・(中略)・・・為替レートが動くや否や、物価も即刻それに調子を合わせるようになった。かくしてドルが、ドイツにおける真の価値基準、価格形成の決定的要因となった。日常の会話においても、ドル相場のお天気の挨拶に取って代わった。町の子供でもみんな日々のドル相場に通じていた。いわんや商人たるものは、いつでもドル相場を頭において、自動的にそれに合わせて値をつけたばかりか、高値が予想されると、それを先取りさえするに至ったのである。昼食には店を締め、その日のドル相場を調べた上で、午後には新値をつけて店を開くのが普通のことになった。・・・(中略)・・・価値の消失がこのような勢いで進んだのであったから、ドルに換算すると、通貨の流通が、外国におけるマルクの下落に追いつかなくなってしまった。特に1922年後半期からはそうであった」ことが示されている。

前掲書[1] P. 94

- 071) 「商品の売買は、相対的に絶えず減少する通貨数量を持って行われざるをえなくなった。この事態は、通貨の流通速度が絶えず増大していたことによって説明される。何しろ現金の価値が毎日のように、否、後には毎時間毎に下落していたのだから、誰でもそれをできるだけ手元に置かないように努めたのだ。財布の中の金〔カネ〕は火のように燃え立ち、人人はただその金を大急ぎで一できれば、受け取ったその瞬間に一はたき出してしまうことだけを考えていたのである。国民はますます貧乏になりながら、誰もが商品めがけて殺到したのであった」ことが示されている。

前掲書[1] P. 95

- 072) 前掲書[2] P. 200

- 073) 035)においても、検討したように「1914年8月4日に第一次世界大戦が勃発した時（オーストリア・ハンガリーとセルビアとの戦争は、一週間前に始まっていた）、ドイツは、自国を何年間も経済的・金融的孤立の試練に晒すことになるような戦争に関しては、まるで準備が出来ていなかった。ドイツの国政担当者が、ただ電撃戦だけを考えていた・・・(中略)・・・力量が同等の敵との数年にもわたる戦争、いわんや封鎖やその結果に対しては、何の準備もなかったのである。・・・(中略)・・・ただ金融・信用制度と国家財政の領域だけ、戦争の場合最初の日から・・・(中略)・・・計画といえるものを持っていた。・・・(中略)・・・1914年7月23日から31日までの一週間に（7月23日に、オーストリア・ハンガリー政府はセルビア政府に対し、制限48時間の最後通牒を發した）、ライヒスバンクは1億<sup>ポンド</sup>以上の金〔きん〕を失い、金保有高は13億5,700万<sup>ポンド</sup>から12億5,300万<sup>ポンド</sup>に低下した。他方ライヒスバンクの紙幣流通高は18億9,100万<sup>ポンド</sup>から29億900万<sup>ポンド</sup>に増大した。

1914年7月31日、ライヒスバンクは、法律上の規定に反して銀行券の金への兌換を停止した。それでも紙幣流通高の43%は、なお金〔きん〕によってカバー（補償）され、銀行券と当座預金をあわせても、その430%が、金〔きん〕によってカバー（補償）されていた。金準備33%の三分の一というライヒスバンクの規定は銀行券だけに関するものであって要求払預金には関係がなかった。それ故公衆は、銀行券と他の債務（小切手資金）とを原理上同じものと見なすことには慣れていなかったのである」ことが示されている。

前掲書[1] P. 58～59

- 074) 「戦争の全期間を通じて、ドイツの株式市場は閉鎖され続け、外国為替相場も公表されなかった。したがって外国の証券および為替相場に対してインフレーションが及ぼした影響は、公衆には知られずにいた。しかし中立国の市場ではマルクが相場をつけられていたから、そこではインフレーションの進行は、絶えず下落していくマルク相場によって測ることができたのである。終戦時には、中立国の市場におけるマルクの相場は、その金平価のほぼ半分以下に下落していたのである。・・・(中略)・・・国内の物価に対するインフレーションの影響も、戦時経済政策によって公衆の意識から遠ざけられていた。戦後になって国家統計局は、戦時中の卸売物価の値上りを平均130%と算定した。しかしこの計算が問題としたのは、公定の最高価格および基準価格のみであって、実際に通用した価格ではなかった。公定価格を遥かに超える価格で行われた闇取引が広まれば広まるほど、統計指数はますますその虚構の度を強めたのである。戦時経済体制がその包括的な規制と共に崩壊し去った時、初めて国民経済の攪乱と混乱の実状が明らかになった」ことが示されている。前掲書[1] P. 65

1914年7月31日、ライヒスバンクが、銀行券の金 [きん] との兌換を停止したことは金 [きん] のカバー (補償) することなく、銀行券を発行することを可能とし、「1914年8月4日の帝国議会本会義において、金支払停止措置が、恐慌を回避するための予防策であるばかりでなく、政府に対し、戦時公債を50億<sup>77)</sup>まで発行する権限を与え、・・・(中略)・・・この公債の承認は、社会民主党をも含めたドイツの国会が、・・・(中略)・・・戦争に同意した、その公式の行為であった。・・・(中略)・・・戦

時公債に関するこの法律は、どんな政府でも非常時には・・・(中略)・・・一個の授權法であった。・・・(中略)・・・戦時財政に関するドイツ独特の方法<sup>77)</sup>をより特徴的に示すものでもあった。・・・(中略)・・・帝国の直接の軍需のためにも、また私経済の信用需要のためにも、紙幣の印刷が第一の財源として選ばれたのである。後に戦時公債で償却することが計画されていた。戦費<sup>77)</sup>を部分的にも租税によってカバーすることは1916年以前には考えられていなかった<sup>78)</sup>ことが指摘されている。

075) 前掲書[1] P.65

076) 1914年8月4日の帝国議会において財政に関して承認された法律の特徴として示されるものについて、以下の点が示されている、つまり、

「(一) 銀行券の金兌換義務は (ライヒスバンクについても、また他の民間発券銀行に関しても) 停止される。というよりもむしろ、既にその5日前に停止されていた兌換が、そのまま停止され続ける。

金 [きん] の退蔵に対する純粋な防御措置と見ることができる。戦時においては、国家は中央に集中された金準備を緊急に必要とし、その散逸の危険に対しては防御策を講じなければならない。・・・(中略)・・・政府は疑いもなくインフレーションに通じる道に踏み込んだのである。

(二) 発券税の停止。この税金は、それまで、無税発券の枠(金準備プラス5億5,100万<sup>79)</sup>)を超えた紙幣流通高に対して課せられていたものである。

(三) 貸付金庫の設立。

貸付金庫は、1870年～71年の普仏戦争中にはじめて設立された戦時金融機関であり、当時の緊急措置であった商工業信用の供与のための任務が課せられた。1914年設立の貸付金庫にも同様の任務が課せられ、1924年のインフレーション時代の終わりまでその活動と続けた。・・・(中略)・・・これを手始めに一連のライヒスバンク補助機関が設立され始め、それらは後年、ドイツの通貨政策上重要な意義をもつことになった。貸付金庫は、ライヒスバンクでは貸付の担保にならない有価証券を担保として、貸付を行うことを認められていた。その上貸付金庫は連邦諸国や市町村、また戦時国策会社にも信用を供与せし、最後には、戦時公債応募のための前貸をもその業務とすることになった。

貸付金庫の資金は、紙幣の印刷によって簡単に調達された。貸付金庫の供与する信用の全額面が貸付金庫証券の発行によってカバーされたのである。この貸付金庫証券は法定通貨として通用し、その一部はライヒスバンクが引き受けたが、他は流通過程(=一般の社会経済生活の中での決済に用いられたことを意味している)に出された。

(四) ライヒスバンクは、三ヵ月払いの帝国大蔵省手形をその保証準備に、また貸付金庫証券をその正貨準備に含ませる権限を得る。

ライヒスバンクが銀行券の発行によって短期大蔵省証券を無制限に再割引することによってインフレーションへの道を邁進することになった(金準備33%の三分の一の規定が、インフレーションを防止する働きをするものであったが、貸付金庫証券を準備金に含ませることでインフレーションを防止する機能が失われてしまったが、この準備規定は後に法律によって完全に廃棄された)。

前掲書[1] P.60～61

077) 「軍事費は、・・・(中略)・・・戦争直前の会計年度(1913年～14年)においては、帝国の歳出は38億4,800万<sup>80)</sup>であり、これに連邦諸国の歳出は85億700万<sup>80)</sup>を加えても、国家歳出は総計123億5,500万<sup>80)</sup>であった。戦争の数年間に貨幣の購買力が著しく低下したことも考慮されなければならない。1916年から1917年へ、また1917年から1918年への軍事費の飛躍的増大には、この年間における急激な物価の上昇が少なくとも部分的には反映している。しかし、たとえ正確な換算のための有効な方式があったとしても、軍事費は、戦前のマルクにして十分に1,000億<sup>80)</sup>は超えていたと算定されなければならない。・・・(中略)・・・ドイツは、軍事費を国内の財源に依存すること※)になった。・・・(中略)・・・ドイツにおいても、戦時公債が戦争資金調達の最も重要な手段であった。その成果は全く予想以上であった。但しその成果のかなりの部分が、公衆に対して時とともに強さを増して加えられた道義的、また政治的な圧力によってもたらされたものであったことは確かであり、次第次第に、そして最後には殆どあらゆる、戦時公債は強制公債の性格を帯びていった」ことが示されており、さらに以下が、

| ドイツ帝国の軍事支出<br>会計年度4月1日～3月31日<br>(一般財政の特別支出：単位 百万 <sup>80)</sup> ) |         |
|---|---------|
| 1914年～15年   | 6,936   |
| 1915年～16年   | 23,909  |
| 1916年～17年   | 24,739  |
| 1917年～18年   | 42,188  |
| 1918年～19年   | 33,928  |
| 1918年以後の決済分   | 32,599  |
| 総計  | 164,300 |

※)ドイツは「第一次世界大戦の開戦に当たって外国の財政的援助に期待をかけていた・・・(中略)・・・帝国国債委員会は1914年8月8日に帝国政府が1億7,500万<sup>80)</sup>の大蔵省証券を印刷させたこと、それらはドル建てで、英語で書かれていたこと、そして

「戦時公債<sup>079)</sup>は、その大部分が利率5%の無償還国債の形で発行されたが、政府は任意に償還しうる権利を留保していた。ほんの一部だけが利率4.5%から5%の、様々な満期の大蔵省証券の形で発行された<sup>080)</sup>。・・・(中

略)・・・戦時公債によって、・・・(中略)・・・戦費の60%がカバーされたに過ぎなかった。残額の調達のために、増税<sup>081)</sup>の方法と・・・(中略)・・・中央銀行以外の機関で短期信用の供与<sup>082)</sup>を受けるという方法である」<sup>083)</sup>ことが指

アメリカ合衆国に発送されたことを伝えている。しかし帝国国債委員会は、その後の報告でこれらの大蔵省証券が売り出されなかった・・・(中略)・・・そして交通事情がアメリカからの返送を許し次第、国家証券統制局に戻され、・・・(中略)・・・外国からの戦時借款を得る最初の、また最も重要な試みは、終わった」ことが示されており、「いずれにせよ、1914年にアメリカの同情が最初からどちらの側についていたか、またドイツの孤立が、他の全ての関係と同様財政面においても、いかに完全なものであったかを明らかにしている」ことが示されている。

前掲書[1] P. 61~62

078) 前掲書[1] P. 60~61

079) 「戦時公債は合計9回、規則正しく半年毎に記載された。応募は第1回から第8回まで増加の一途をたどった。第1回の公債は44億9,200万<sup>円</sup>、第8回の公債は151億2,600万<sup>円</sup>をもたらした。ただ敗戦直前に起債された第9回の公債は105億7,000万<sup>円</sup>に減退した。帝国は総額969億2,900万<sup>円</sup>—その額面価格は992億6,500万<sup>円</sup>—を調達した」ことが示されている。

前掲書[1] P. 63

080) 「事実、諸信用銀行は大蔵省証券を喜んで引き受けた。ライヒスバンクのインフレ政策は銀行の流動性を著しく高めており、従って絶対に安全で、しかも4%~4.5%の利息を生む短期かつ再割引可能な投資は願ってもないものだったのである。かくしてライヒスバンク以外に譲渡された大蔵省証券は、終戦時までに293億<sup>円</sup>に上ったのであった」ことが示されている。

前掲書[1] P. 63

081) 「政府は、一応増税に向かったものの、その態度は誠に気乗り薄で、あまり効果もあがらなかったのである。当時の蔵相カール・ヘルフェリヒは1915年3月、帝国議会の公開の席上で、専ら公債によって戦争を賄(まかな)うのが帝国政府の意図するところであると、言明したのである。世論と政党の圧力の下で、ようやく徐々にではあったが戦時金融の方法が変化していった。一連の戦時租税法が議会を通過し、1916年6月に最初のグループに施行された。その中心は戦時利得税および売上税であった。ただし売上税の税率は当初極めて低かった(生産者から消費者に渡る間、売買の度毎に売上の千分の一)。戦争が進むにつれて戦時利得税・売上税は共に引上げられ、また他の租税も加わったが、それらは大部分間接税であって、そのうち最も重要なものは石炭税と運輸税であった。・・・(中央)・・・国有企業の支出を差し引いた帝国の収入は、1914年から1917年にかけて23億5,700万<sup>円</sup>から78億3,000万<sup>円</sup>に高まった。1918年の会計年度には少々減退した。しかし・・・(中略)・・・貨幣価値の下落や戦時公債の利子負担の増大によって膨張した帝国の経常支出をカバーするには到底足りなかった。本来の戦費は別として、帝国の支出は1914年から1918年まで総計264億4,900万<sup>円</sup>に達したが、収入は207億4,000万<sup>円</sup>であったことが示されている。

前掲書[1] P. 64

082) 「一連の法定通貨(硬貨・銀行券・貸付金庫証券)、またライヒスバンクの当座預金残高を合計すると、国家の金[かね]の流通高は、戦時中に74億<sup>円</sup>から444億<sup>円</sup>に増大した。つまり、6倍になったのである。民間の金[かね]、即ち信用銀行の預金高は、・・・(中略)・・・49億<sup>円</sup>から191億<sup>円</sup>になっていた。公私合わせて貨幣流通高は総額123億<sup>円</sup>から635億<sup>円</sup>に、つまり戦前の5倍になったのである」と。

前掲書[1] P. 65

025) でみたように、銀行に預金口座を所有している者が鑄貨・銀行券を入金することによって開設されている預金口座の残高を超える支払が可能となることが銀行によって信用創造がなされたことになり、この残高を超えての支払われる貨幣を帳簿貨幣と称していたが、預金口座の支払が手形によって実施されることは手形取引が成立することになる。こうした帳簿貨幣と手形取引が増加することは1890年代には「銀行券流通が、比較的狭い限度内のとどめられた」ことが指摘されている【前掲書[1] P. 154】。「銀行券の流通は、1892年から1900年までに、13億2,800万<sup>円</sup>から16億1,300万<sup>円</sup>へと、3億<sup>円</sup>に少し満たぬほど約21%増えた。このように銀行券流通の増加に限りがあったのは、・・・(中略)・・・1890年代には金貨の流通が、相当程度増えたことによって可能となったのであった。正確にいうと、金貨は、1890年には、9億6,200万<sup>円</sup>であったが、1892年には、10億4,300万<sup>円</sup>に、1893年には、11億800万<sup>円</sup>に、最後に1900年においては、17億1,400万<sup>円</sup>へと増え、この期間全体をとってみると、その増加は、78%以上に達した。同時に、ライヒスバンクの信用も、手形の買い取りによって拡大した。金貨流通の増加にもかかわらず、ライヒスバンクの金準備は、1895年まで増えていった。しかしライヒスバンクの金準備は1900年に至るまでは、きわめてゆっくりと減少した」ことが指摘されている【前掲書[1] P. 154】。「大工業の不断に増大していく投資にこたえる融資のための信用膨張を促す圧力が、非常に強くなったので、ライヒスバンクが既存の金本位の枠組みのなかで、これに応じることは大変むずかしくなった」ことが指摘されている【前掲書[1] P. 157】。「[景気の]高揚が進むにつれて、・・・(中略)・・・大工業向けの資金が、先に蓄積されていた利潤、ないしはその他の既に蓄えられていた資金から調達されることは、ますます少なくなり、・・・(中略)・・・銀行の信用拡大によって調達されるようになった・・・(中略)・・・そのために必要だった信用貨幣の増大には、帳簿貨幣の激増が、以前に較べてはるかに大きな役割を果たした、」ことが指摘されている【前掲書[1] P. 157】。

083) 前掲書[1] P. 63

摘されている。

こうした戦時インフレーションの時期においてみられたような戦後インフレーションに対して政府は、「国家財政の赤字を埋めるために真剣な努力を重ねていた。賠償金、莫大な戦時公債の償還、また戦争犠牲者の救済などのために、財政は過重な負担を負わされ、赤字は際限なく増大する形勢にあった。1919年12月に『国家非常税』が国会の承認を得た。この財産賦課金は、最大の財産の場合その65%まで取上げ、他方最小の財産をも免除せず、かくして800億<sup>984)</sup>もの収入をもたらすはずであった。1922年に国家非常税の分割払いが打ち切れ、通常の財産税に代わった。財政問題解決のための最も大胆かつ綿密な試みはマティアス・エルツベルガーの財政政策であった。・・・(中略)・・・連邦諸国の課税権がおよばないものだけがドイツ国の租税源となりえたのであった。ところがマティアス・エルツベルガーの財政政策においては財政主権の最高位の保持者はドイツ国であり、ドイツ国

が課税し残したものが連邦諸国にその租税源として与えられるのである<sup>985)</sup>。・・・(中略)・・・エルツベルガーの財政改革がいかに緻密かつ有効なものであったかは、インフレーションが終わった後に証明された。しかしエルツベルガーの財政改革も、貨幣価値の下落がとどまることを知らずに進行している間は、それ以前のすべての財政上の対策と同じく挫折せざるをえなかった。インフレーション時代における財政上の努力や実験は、おおむね成果を伴わなかった。増税、国家非常税等の実施にも拘らず実質収入は深淵に向かって絶望的な転落を遂げた。貨幣価値の下落が、いまや破局的な様相を呈してきた<sup>986)</sup>からである。・・・(中略)・・・財政上の赤字は流動公債の発行、つまり紙幣の増発によってカバーされていた<sup>987)</sup><sup>988)</sup>ことが指摘されている。

「インフレーションはライヒスバンクの対国家貸付によるばかりでなく、ライヒスバンクが産業界に与えたインフレ信用によって促進されていた。・・・(中略)・・・イン

984) 「この800億<sup>984)</sup>というのは、国家非常税の法案成立当時の購買力を基準に換算すると、戦前の80億<sup>984)</sup>を超える金額である。しかし、貨幣価値が絶えず下落する時代にありながら貨幣の名目価値に従って税金を徴収するような財政計画は、・・・(中略)・・・査定から支払いに至るまでには常に長い時間を過ぎるものである。もしこの時間中に貨幣価値が下がれば、租税収入は予定額の何割かに縮小してしまう。国家非常税はその適例であった。この国家非常税においては長期の分割払いが認められていたから、その徴収は特に長引いたのである。賦払金の購買力は、1920年にはまだ大きく変わることもなかった。しかし1921年になると低下し始め、しかもその低下は、やがて、いくら徴収しても徴収し甲斐がないような速度で進行したのである」ことが指摘されている。

前掲書[1] P.90

985) マティアス・エルツベルガーの財政改革は「ドイツ国の租税体系を創出し、それは大きな修正を受けることもなく、第二次世界大戦中までドイツ財政制度の基礎を形づくっていたのである。それと同時にドイツ国は、よく整えられた財務行政機構を組織し、それによってみずから大規模な行政機関をもつことになったが、これは非軍事的領域においては、はじめてのことであった。それまでドイツ国は、全ての面で諸邦の執行機関に依存していた。ということはつまり、諸邦の好意的な協力を頼る外なかったということである」ことが指摘されている。

前掲書[1] P.90~91

986) 前掲書[1] P.92 加えて985)において参照されている 付表1 「貨幣価値下落指数」を参照されたい。

987)

|    | ドイツ国財政 [4月1日~3月31日] (単位:百万 [購買力 <sup>984)</sup> ) |           |           |           |
|----|---|-----------|-----------|-----------|
|    | 1920年~21年   | 1921年~22年 | 1922年~23年 | 1923年~24年 |
| 収入 | 4,091   | 5,236     | 3,529     | 2,913     |
| 支出 | 11,266  | 11,936    | 9,665     | 14,963    |
| 赤字 | 7,175   | 6,728     | 6,136     | 12,050    |

「紙幣マルクをその時々の生計費指数で除したものを『購買力マルク』とすると、インフレーション時代におけるドイツ国の収支関係の推移」が上表のドイツ国財政によって示され「赤字は流動公債の発行、つまり紙幣の増発によってカバーされていたことが」はっきりと示されているとしている。そして「状況の決定的な悪化は収支両面で1923年に起こっている。それはドイツがルール闘争のために払った代価」であったとしている。

前掲書[1] P.92

988) 前掲書[1] P.92

989) 「実業家は銀行の短期貸付を得、それを自分の事業の経営のためのみならず、他の実物資産への投資のためにも利用したのである。つまり、この銀行の短期貸付を長期的投資に振り向け、設備を拡張したり或いは新しい設備を買入れたりしたのである。

フレ信用は、ドイツのインフレーション時代、経済的・社会的に特殊な効果を持つことになった。つまり、貨幣価値がどんどん低落していく時代にあっては、紙幣マルクで表示された信用は、利益の確実かつ豊かな源泉になり、遂には新たな巨富の形成をも可能にしたのである<sup>089)</sup>」<sup>090)</sup>ことが指摘されている。

「政府に対するインフレ貸付の外に、経済界にもインフレ信用を流しこむという、このライヒスバンクの貸付政策は1922年に始まったことであった<sup>091)</sup>。・・・(中略)・・・このインフレ営業信用に関して最も由々しい問題は、その利率であった。ライヒスバンクは1922年7月まで公定歩合5%に固執し、その後もほんの少しずつ上げていっ

ただけであった。1923年8月になっても、割引率は30%を越えなかった。その年の9月には90%に引き上げられたが、この割引率が、インフレーションの終わりまでそのまま据置かれたのである。即ちライヒスバンクは、貨幣価値低下のプレミアムを、年25%から85%と算定したのだ。ところが現実の低下率は、1922年に3,000%、そして1923年には数十億%にもなったのである<sup>092)</sup>。従って、才覚もあり、また必要条件たる銀行との結びつきも意のままになって商業貸付を十分に調達しえたものは、その借入金を素早く実物資産に投資するだけで、一夜にして富を築くことができたのである。このやり口、また一般的に当時の資本集中の趨勢を典型的に示す事例はフーゴー・シュティンネス<sup>093)</sup>の場合である。インフレーション

---

そして貸付の償還期日が来た時には、貸付金の価値はその間に大幅に低下していて、新設備或いは設備拡張に用いられた資材は全くタダ同然になっている、という次第であった。こうしてドイツの工業は熱狂的な活動期を迎え、原料も労働力も、利用されうるものは余すところなく利用され尽くしたのである。

この短期貸付に対する需要は飛躍的に増大し、民間の金利は驚くべき効率を示すに至った。その利率には、貨幣価値の下落分が、ますます大きな割合で算入された。しかしこの割増分も、通常、現実の価値下落には到底追いつくものではなかったのである。

というのは、何よりも、信用の最終的源泉たるライヒスバンクが、短期手形に対して低利の営業信用を大規模に供与し、それによって金利を抑えていたからである」ことが指摘されている。

前掲書[1] P. 95～96

090) 前掲書[1] P. 95

091) 「ライヒスバンクにおける商業手形および引受手形の手持総額は、1921年末には11億<sup>マ</sup>程度であった。それが1922年末には4,220億<sup>マ</sup>にふくれ上がり、なおその外に手持ち高総額1兆1,850億<sup>マ</sup>の大蔵省証券があったのである。つまりライヒスバンクは、私経済に対する信用供与を通じて、その対政府貸付がもたらしたインフレ効果を、更に三分の一ほども強めたことになる。対政府信用と私経済に対する信用の間のこの関係は、インフレーションの熱病が最も悪化した年、そしてまたルール闘争の年でもある1923年まで、おおむね同じ比率がつづいたのである」ことが指摘されている。

前掲書[1] P. 96

092) 前掲書[1] P. 96

093) 「ルール工業界の大企業家フーゴー・シュティンネスは、利益をつぎつぎと再投資して一大コンツェルンを組織」した点が示されている

前掲書[2] P. 298

また、「フーゴー・シュティンネスは、・・・(中略)・・・有力な鉱山と運輸業を親から受継ぎ、既に第一次世界大戦中、ライン＝ヴェストファーレン重工業界の重鎮となっていた人物である。その大戦勃発当時、フーゴー・シュティンネスは、ドイツ最大の製鋼＝炭鉱会社の一つであるドイツ＝ルクセンブルク鉱業会社、ドイツ最大の工業地帯における主要電力供給者であるライン＝ヴェストファーレン電力会社の支配的な株主であった。しかしこのシュティンネス＝グループが世界に名を馳せ、全てを呑み込む権威を振うに至ったのは、第一次世界大戦後のインフレーション時代になってからのことなのである。・・・(中略)・・・グループ拡大の資金は、その一部がエルザス＝ロートリンゲンの割譲によって失われた資産に対して政府が支払った補償金、一部はインフレ貸付であった。フーゴー・シュティンネスは1922年、この資金を用いて重工業界における自己の地位を強化した。即ち、もう一つの巨大グループであるゲルゼンキルヒェン鉱業会社と利益共同体を結成し、さらに1922年中に、ジーマンズ＝シュッケルトの強力な電力グループと提携して第二の利益共同体をつくり上げた。そして以後フーゴー・シュティンネスは、銀行、ホテル、製紙工場、新聞やその他の出版社等、多数の種々雑多な企業を手当たり次第に買収し始めたのである。・・・(中略)・・・フーゴー・シュティンネスは、マルクの安定後間もない1924年4月に世を去ったが、・・・(中略)・・・この巨大な、しかし無組織の企業集団は、インフレ景気の終わりとともに崩壊すべき運命にあったからである」ことが指摘されている。

前掲書[1] P. 97

094) 前掲書[1] P. 97～98

が終わって通貨が安定すると、当然のことながら物価は即座に低下しはじめ、他方デフレーションの間も過重な負債の額は変わらなかったから、この負担は間もなく耐え難いものになった<sup>994)</sup>、ことが示されている。ただし、インフレーションの時期に「農民は負債を一掃したといわれる。国家もまたインフレ受益者であり、1922年に6,675億<sup>995)</sup>あった負債〔国債など〕は、1924年にはわずかに27億<sup>996)</sup>にまで減少した<sup>997)</sup>、ことが示されている。

「賃金・給与で生活する労働者・ホワイトカラー層、利子生活者、預貯金で財産を蓄えていた中間層は大打撃をうけ<sup>998)</sup>、更に、「広汎な中産社会層の貧困化が見られた。一定の貨幣額において投資された全ての財産価値、例えば国債、抵当権、担保付社債、貯蓄金庫預金等々は一文の価値もなくなり、これによって第一次世界大戦前のドイツで社会的政治的に重要な役割を演じた社会層が、経済的没落を宣告されたのであった。」<sup>999)</sup>

### 3. おわりに

ひとつの国家がどのように構成されているかという課題、その国家がどのような経済状況にあるのかといった課題に対するアプローチには極めた多くの観点からなされるものと考えられることは、極めて当然な帰結である。地形的な観点からのアプローチをドイツと称されている地域を見てみると、本稿末にある図10の「ドイツ帝国」の範囲を示している地図<sup>1000)</sup>が本稿において取り扱っているテーマにより合致しているものである。

即ち、ドイツと称されている地域の北方は北海とバルト海に面しており、この地域の東方はロシアと接し、この地域の南方にはオーストリアが位置しており、そして、エルザス＝ロートリンゲンを挟んでフランスとはドイツ

の西南地域が接しており、ドイツの西北地域はオランダ・ベルギー・ルクセンブルクと接している。そして、本稿末にある図6の「ウィーン会議のヨーロッパ」<sup>1001)</sup>ドイツ帝国が成立する以前には東方にはロシア帝国、南方にはオーストリア帝国、西方にはフランス王国が位置しており、ドイツ帝国成立以前にはドイツ連邦と称される38の地域に区分されていた。この38の地域それぞれは「国」として成立しており、この38の地域中には「自由市」としてのリューベック、フランクフルト、ブレーメン、ハンブルクが存在しており、ドイツ帝国を構成することになる地域は政治的に独立していると同時に、経済的に独立している状況であった<sup>1002)</sup>。

当時のドイツ連邦議会そのものは、本稿末にある図10の「ドイツ帝国」の範囲に示されているドイツ帝国を中心に見た場合には東方のロシア帝国と、大きく西方と考えた場合のフランス王国とに挟まれている地域が多くによって構成されているものであった<sup>1003)</sup>。この二つの帝国・王国に挟まれていた地域の成立に関しては神聖ローマ帝国・30年戦争などの歴史的な事実が大きな関連を持つものである。そして、経済的な観点から考えた場合には、これら38の地域と二つの帝国・王国との間における通商の場合には、それぞれの国における産業保護を目的とした他国からの「輸入品」には関税を課すことが行われており、したがって、ドイツ帝国の成立の経済的な意義を考える場合にはドイツ関税同盟の成立が、その意義を持つてくることになる。特に、1828年1月の「バイエルン＝ヴェルテンベルクの南ドイツ関税同盟」、2月の「プロイセン＝ヘッセン関税同盟」、9月のザクセン、ハノーファー、クールヘッセン、ナッサウ、チューリンゲン諸国とブレーメンを加えた「中部ドイツ通商同盟」の結成といった、経済上の状況変化によって、そして、本稿末にある図7の「三関税同盟の並立(1828)」<sup>1004)</sup>によっ

995)、996)、997) 前掲書[2] P.298

998) 林健太郎編：『ドイツ史』山川出版社 1978年 P.293 以下において、本書からの引用部分に関しては、以下においては前掲書[4]とする。

999) 前掲書[4] P.240

1000) 前掲書[4] P.242 ここでは、「ドイツ連邦諸邦国勢ならびに連邦議会本会議議決一覧」に関して39の「国」が示されており、その中の第一位にはオーストリア帝国、第二位にはプロイセン王国、第11位にルクセンブルクは大公国、が示されており、「国位別」の内訳で「地方伯領」としてのヘッセン・ホンブルクが挙げられているが、このヘッセン・ホンブルクには本会議議決が与えられてはいないことから、本文では「38の地域に」と示した。

1001) 前掲書[4] P.240 「このウィーン会議後のヨーロッパ」に示されているドイツ連邦がオーストリア帝国を除いた場合には38の地域から構成されていたことになる。

て示されているように、ほぼ1870年のドイツ帝国の版図とほぼ同じ地域がおよそ50年前の1828年に構成されたことになる。

こうした関税同盟そのものが1834年1月に本稿末にある図8の「ドイツ関税同盟(1834)」となり<sup>103)</sup>、この図8に示されているドイツ経済圏が構成されたことになる。このドイツ経済圏にはオーストリア帝国は含まれていない。つまり、当時のドイツ連邦会議本会議における議決権を持ち、その第一位のオーストリア帝国が含まれていない事情については、その第二位のプロイセン王国との対立関係が以下のように示されている、つまり、「経済の発展が遅れ、自由貿易に耐えられないオーストリアと、自由貿易主義に傾くプロイセンとでは、利害は真っ向から衝突する。政治的・経済的にオーストリアに近いバイエルンはオーストリアの関税同盟の加盟を支持したがプロイセンの市場と結びついているザクセンはプロイセン側についた。中位諸国の分裂がプロイセンを助け、プロイセンは1853年オーストリアとの通商条約でオーストリアの加盟問題を一時たな上げすることに成功するとともに1854年にはハノーファーを加盟させて同盟の範囲を拡大することができた。これは、オーストリアとの大公関係におけるプロイセンの外交的勝利であった。オーストリアとプロイセン両大国の保守的協調に基づく二元主義は、1850年代には対抗的二元主義に転化」した<sup>104)</sup>ことが指摘されている。

ドイツ関税同盟という経済的な基盤が成立し、この基盤の上に重工業化というドイツ帝国の経済的な発展がみられることになった。このプロセスを中心とした1850年代以降の鉄道建設【003】<sup>105)</sup>にみられる重工業化【004】が進められている。ここで特徴的なことは、対外的な通商関係においては、上記にあるように「自由貿易主義に傾くプロイセン」は、鉄道の国有化をドイツ経済圏において初めにプロイセンが実施したこと【006】である。そして、さらに国有企業が経営活動の担い手となっている【007】ことである。このことについては経済的な意

義と技術的な意義の側面【007】からの考察が可能である。即ち、確かに1870年のドイツ帝国として統一されて地域が関税同盟でみられるように当時の連邦諸邦の集合体であったとしても、これら連合体がフランス王国とロシア帝国に挟まれているという地形的な[表-1参照のこと]・政治的な状況には変わりがなく、したがって、経済的な観点と技術的な観点を考察するばあいにはこうした当時のドイツ帝国の地形的な・政治的な状況を度外視して進めることは不可能である。このことドイツ帝国という枠組みにおける経済状況と考察する場面では、例えば、経済的な指標だけに頼るのではなく、当時の重工業の内容における技術的状況をも加味するものでなければならない。と同時に、隣接しているフランス・ロシアに加えてイギリスとの関わり合いの内容の検討が必要となる【019】。

また、ドイツそのものの近代化が特に1890年代以降にみられること<sup>106)</sup>ものとして考察した場合に、1890年代以前の経済状況についての考察が不可欠なものと考えられる。そして、拙稿：「ドイツにおける原価理論の展開」においてみたように軽工業の形態とは異なり重工業の場合には大規模化された工業設備の経営をどのように進めるかが大きな課題として企業に求められていることを考察したが、その場合に上述しているようにひとつの国の中で存立している企業活動がより広範に活動領域が拡大された状況においてはどのように変容するかが課題として現れてくる。

このことは企業の活動状況を評価する手段の構築がなされなければ解決されない課題となるものと考えられる。つまり、ひとつの企業内での活動状況が操業度に評価することの意義が、企業がその経営活動の状況を損益額によって評価する以上に有効な手段になるものと考えることが可能である。そして、企業の活動状況を操業度という尺度によって測定し、その尺度の評価基準としての原価額の発生状況の分析が極めて大きな役割を果たしているものと考えることが可能となる。そして、単純に製品

102) 前掲書[4] P. 258

103) 前掲書[4] P. 260

104) 前掲書[4] P. 272

105) ここで表記しているような【003】は本稿の本文及び本文の内容を敷衍した部分の引用個所を示している。

106) 拙稿：『ドイツにおける原価理論の展開』『商経論叢(第25巻第1号)』(2010年9月)中央学院大学商学部

製造に費やされた支出分を基礎として製品価格が算定されるだけでなく、その算定された製品価格が企業活動を評価したものであるという意義を持つものとするためには、支出費用額とは異なる特性を原価概念が備えていなければならない。

1890年代以降のドイツの近代化そのものがひとつの大きな政府によって設立された会社組織だけによって進められたものでないこと<sup>100)</sup>を考察した。この場合、拙稿：「ドイツにおける原価理論の展開」においては企業カルテルの存在が大きな役割を果たしていること<sup>100)</sup>をみた。こうした民間資本によって設立された企業に加えた混合会社【010】が重工業化された社会生活において大きな役割を果たしてことを考察したが、この場合にも、上述しているような企業活動を評価する手段としての原価計算が必ず現れてくるものと考えられる。企業カルテルの場合に、それに参加している企業は理論的には一定の販売価格に基づいた販売活動が行われ、それに参加している企業に生産割り当てが実施されることを意味するものであった場合には、このような枠組みでの努力として考えることが可能なものは原価引下げに繋がる技術的な努力がおこなわれることになる【011】、そして、こうした状況において、当時のドイツが科学的テクノロジーの発展と普及においてはイギリス・フランスを追い抜いていたこと【011】をみた。

しかしながら、社会生活の面での大きな変容をみる場合には、都市化と都市における路面電車【009】の普及が身近に実感するものであると考えられる。このような機械化された実態が産み出されてくることそのものが大規模経営によって、また、企業連合によるカルテルによって果たされているものと考えることが可能であるが、こうしてカルテルを支えているものがライヒスバンクに代表される金融資本の存在であった。この金融資本のドイツ経済における役割は1890年代以前と1892年にドイツが経験したインフレーションにおいては発現することがなかった【082】。つまり、ドイツに限定されるものでない経済発展の意義は、産業の発展に限定して考えるのではなく、即ち、経済的意義・技術的意義に加えて、これら発展の担い手に対する資金面での支援体制が存在しているのか、更に単に設置されるのではなくこうした意味での支援体制が整備されているかが大きな意義を持

つことになる。

特に、ドイツにおける金融資本の役割を考える場合には、中央銀行として鋳貨・銀行券の発行の業務を実施することがライヒスバンクに独占的に与えられていたものではなく、加えて当時のドイツにおける大蔵省証券の引受け業務をも担当していたこと【076】が明らかとなっている。そして、前述したように関税同盟そのものがドイツ帝国成立以前のドイツ国内の課題であったが、この同盟の成立以降はフランス王国・ロシア帝国との通商上の利害として発現することとなり、ドイツ帝国成立以降はヨーロッパ地域における農業国と工業国という位置づけが進み、それぞれの農業国としての産業保護、工業国としての産業保護の役割【037】を持つことになった。つまり、一国の産業育成の役割としての関税という措置と一企業の育成の役割としての金融資本の役割を考えることが可能であり、そして、一企業が企業連合としてのカルテルに参加することによって、多数の企業によってカルテルが成立している場合に、これら多数の企業が銀行による資金提供を直接的な投資・帳簿貨幣【025】と082)】を基礎にして、その活動を行われている場合には、金融的な意義にも経済的な発展との関連性が考察されなければならないことになる。

第一次世界大戦中における封鎖経済【035】という状況の下での戦時経済における戦時国策会社の経営、特にワルター・ラーテナウの戦時国策会社の経営【044】の場合に、カルテル的な方策の一つである生産された製品の販売価格と製品納入先が定められており、こうした生産・販売プロセスの下での効率性の測定・評価についての尺度としての原価計算が実施されたものと考えることが可能である。そして、この封鎖経済の下でのインフレーション【075】が進行しており、第一次世界大戦の敗戦後において顕在化したインフレーションへの対応についてはもはや銀行に企業における帳簿貨幣が機能しなくなった状況【076】において、取引における貨幣の決済機能及び価値貯蔵機能が、その役割を果たさなくなった状況が金本位制【082】とは異なる基軸としての第一次世界の戦勝国アメリカ合衆国のドル貨の通用的な面での価値の高まりとなっていくプロセスは第一次世界大戦の戦後の1920年から1923年にいたる期間により鮮明に本稿末にある表－2「銀行券流通高」【069】、本稿末にある表－3「ドル相場」【070】、本稿末にある表－4「貨幣

価値下落指数」【071）】のそれぞれにおける垣間見ることが可能である。加えて【089）】と【090）】において考察したようなライヒスバンクの大蔵省証券の引受けを内容とする対国家貸付と企業に対する融資・投資・帳簿貨幣を内容とする産業界におけるインフレ信用の二つがインフレーションの大きな影響を与えたものと考えることが可能である。

第一次世界大戦における封鎖経済と第一次世界大戦の

敗戦後におけるインフレーションと賠償補償を含むヴェルサイユ条約の受諾によって、本稿末にある表－5「ヴァイマル期の工業生産指数と失業率」にみられるような経済指標の一部において示されている1919年から1938年に至るドイツにおける経済状況の考察を今後とも進め、さらに、こうした経済状況において企業がどのような活動を行っていたかを検討する。

表一 産業部門従業者数の推移（単位：1,000人）

| 業種              | 1867年 |       | 1913年  |       | 成長率    |
|-----------------|-------|-------|--------|-------|--------|
|                 | 人数    | 比率    | 人数     | 比率    |        |
| 第一セクター（農林漁業）    | 8,333 | 51.5% | 10,701 | 34.6% | 28.4%  |
| 第二セクター（鉱工業）     | 4,380 | 27.1% | 11,720 | 37.8% | 167.6% |
| 第三セクター（サービス・運輸） | 3,458 | 21.4% | 8,547  | 27.4% | 147.2% |

出所：『ドイツ史』P.245

表二 銀行券流通高（単位：金マルク）

|                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1913年平均<br>6,070,000,000 | 1920年1月<br>3,311,000,000 | 1920年7月<br>7,428,000,000 | 1921年1月<br>5,096,000,000 | 1921年7月<br>4,745,000,000 | 1922年1月<br>2,723,000,000 | 1922年7月<br>1,730,000,000 |
|                          | 1923年1月<br>173,000,000   | 1923年7月<br>168,000,000   | 1923年8月<br>282,000,000   | 1923年9月<br>752,000,000   | 1923年10月<br>173,000,000  |                          |

出所：『現代ドイツ経済史』：前掲書[1] P.95

表三 ドル相場

|             |                     |
|-------------|---------------------|
| 1914年7月     | 4.2                 |
| 1919年1月     | 8.9                 |
| 1919年7月     | 14.0                |
| 1920年1月     | 64.8                |
| 1920年7月     | 39.5                |
| 1921年1月     | 64.9                |
| 1921年7月     | 76.7                |
| 1922年1月     | 191.8               |
| 1922年7月     | 493.2               |
| 1923年1月     | 17,972.0            |
| 1923年7月     | 353,412.0           |
| 1923年8月     | 4,620,455.0         |
| 1923年9月     | 98,860,000.0        |
| 1923年10月    | 25,260,208,000.0    |
| 1923年11月15日 | 4,200,000,000,000.0 |

出所：『現代ドイツ経済史』：P.93

表四 貨幣価値下落指数

| 年月日         | 外国為替相場              | 卸売物価              |
|-------------|---------------------|-------------------|
| 1913年1月     | 1.0                 | 1.0               |
| 1920年1月     | 15.4                | 12.6              |
| 1920年7月     | 9.4                 | 13.7              |
| 1921年1月     | 15.4                | 14.4              |
| 1921年7月     | 18.3                | 14.3              |
| 1922年1月     | 45.7                | 36.7              |
| 1922年7月     | 117.0               | 101.0             |
| 1923年1月     | 4,279.0             | 2,785.0           |
| 1923年7月     | 84,150.0            | 74,787.0          |
| 1923年8月     | 1,100,100.0         | 944,041.0         |
| 1923年9月     | 23,540,000.0        | 23,949,000.0      |
| 1923年10月    | 6,014,300,000.0     | 7,095,800,000.0   |
| 1923年11月15日 | 1,000,000,000,000.0 | 750,000,000,000.0 |

出所：『現代ドイツ経済史』：P.94

表五 ヴァイマル期の工業生産指数と失業率

|                   |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                   | 1919年 | 1920年 | 1921年 | 1922年 | 1923年 | 1924年 | 1925年 | 1926年 | 1927年 | 1928年 |
| 工業生産指数（1928年=100） | 37    | 54    | 65    | 70    | 46    | 69    | 81    | 78    | 98    | 100   |
| 労働人口における失業率（年平均%） | —     | —     | 1.8   | 1.1   | 4.1   | 4.9   | 3.5   | 10.0  | 6.2   | 6.3   |
|                   | 1929年 | 1930年 | 1931年 | 1932年 | 1933年 | 1934年 | 1935年 | 1936年 | 1937年 | 1938年 |
| 工業生産指数            | 100   | 87    | 70    | 58    | 66    | 83    | 96    | 107   | 117   | 125   |
| 労働人口における失業率       | 8.5   | 14.0  | 21.9  | 29.9  | 25.9  | 13.5  | 10.3  | 7.4   | 4.1   | 1.9   |

出所：『ドイツ史』：P.289

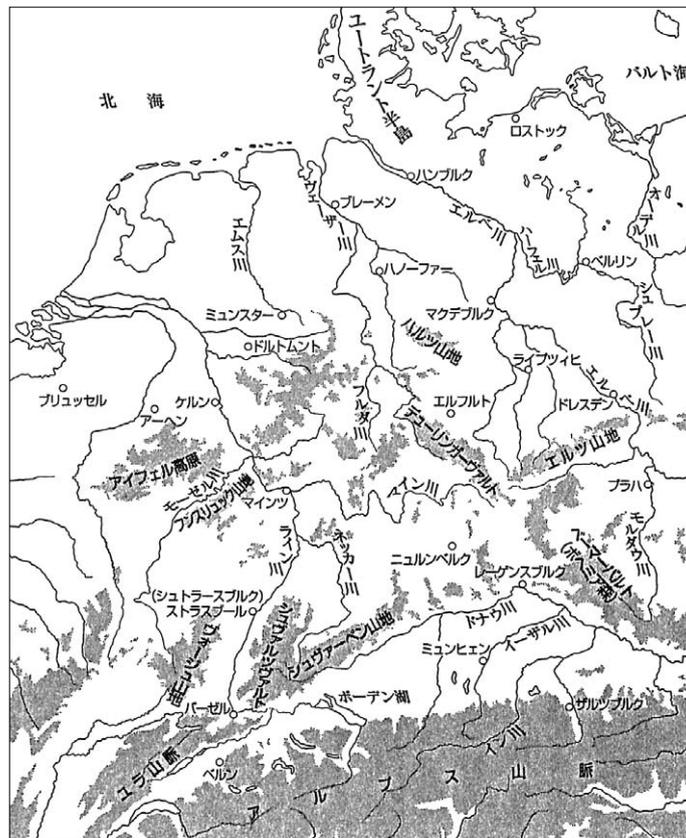


図1 ドイツの地勢

出所：『ドイツ史』(2004年) P. 200

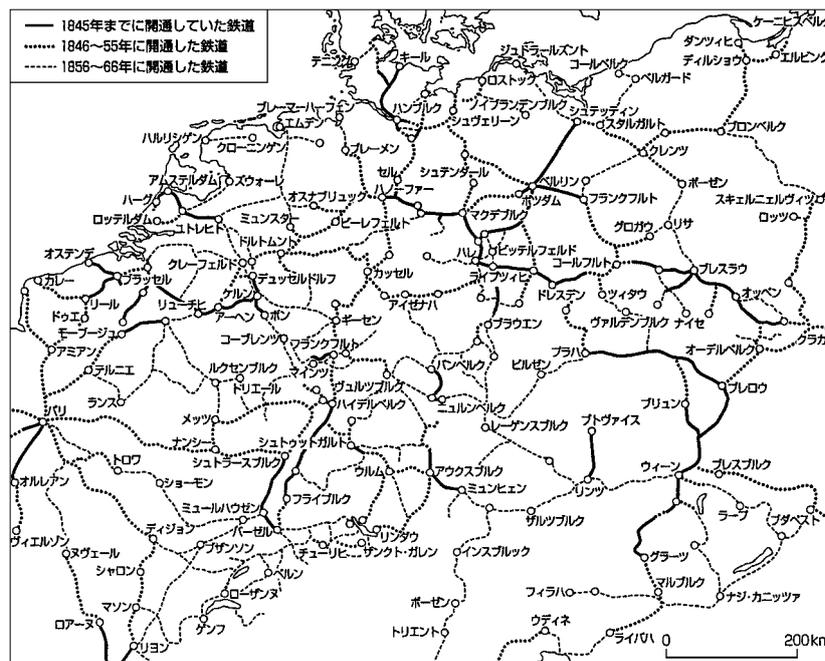


図2 鉄道網の発達

出所：『ドイツ史』(2004年) P. 221

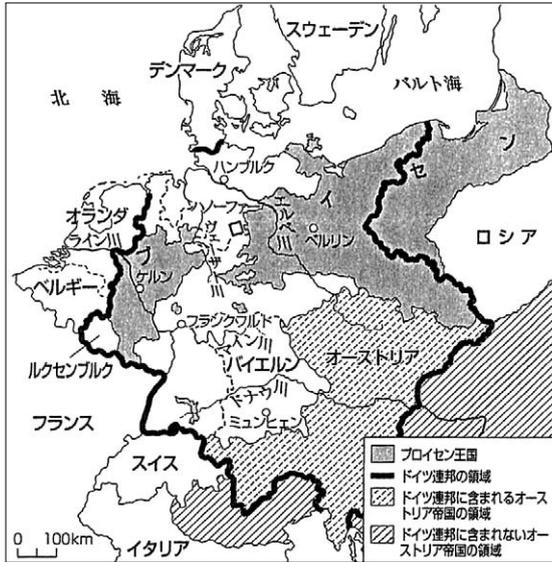


図3 1816~66年のドイツ

出所：『ドイツ史』(2004年) P. 230

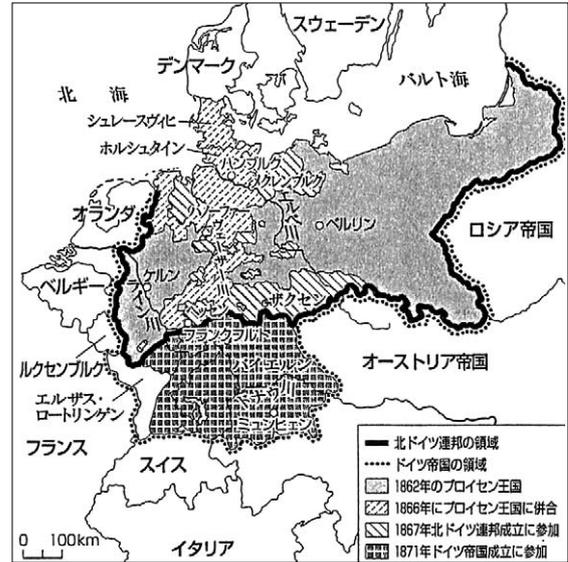


図4 1866~1918年のドイツ

出所：『ドイツ史』(2004年) P. 295



図5 第一次世界大戦後のドイツ

出所：『ドイツ史』(2004年) P. 200

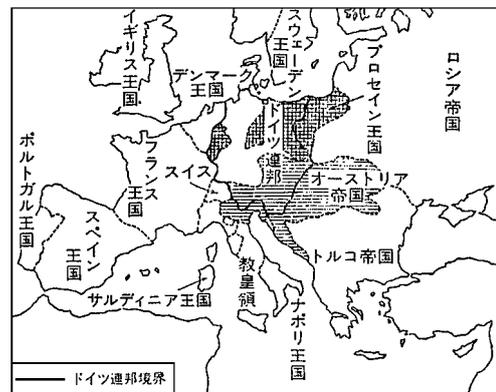


図6 ウィーン会議後のヨーロッパ

出所：『ドイツ史』(1978年) P. 221

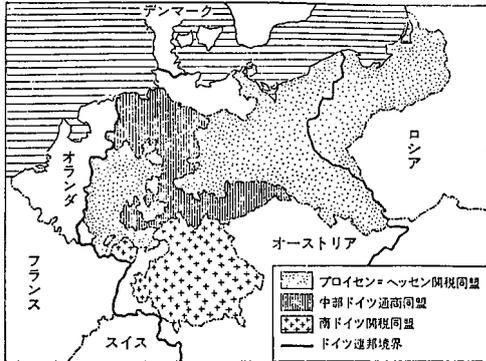


図7 三関税同盟の並立 (1828)  
出所：『ドイツ史』(1978年) P. 230

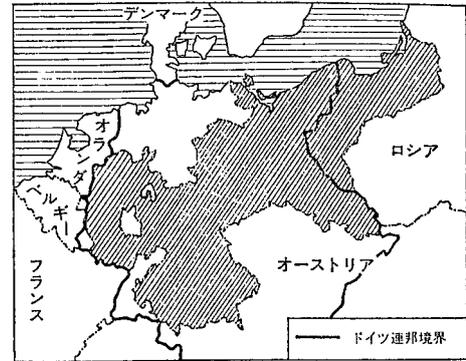


図8 ドイツ関税同盟 (1834)  
出所：『ドイツ史』(1978年) P. 295

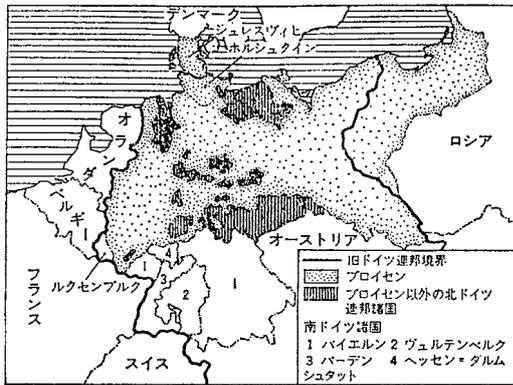


図9 北ドイツ連邦  
出所：『ドイツ史』(1978年) P. 200



図10 ドイツ帝国  
出所：『ドイツ史』(1978年) P. 221

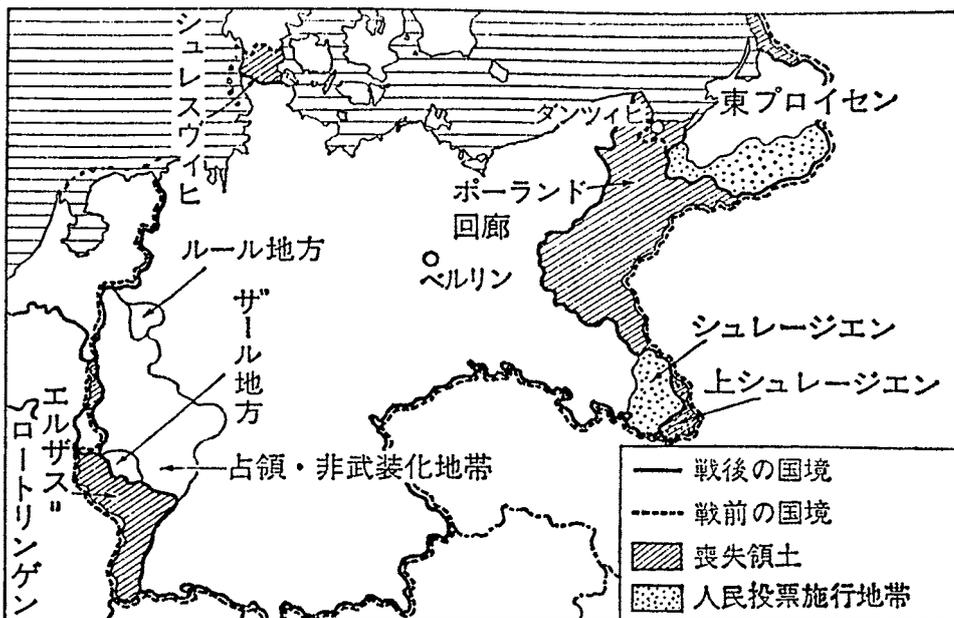


図11 ヴェルサイユ条約国境の地図  
出所：『ドイツ史』(1978年) P. 230